

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成29年3月7日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	松 田 寛 人	副 委 員 長	相 馬 剛
委 員	星 宏 子	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	金 子 哲 也
委 員	人 見 菊 一		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総 務 部 長	和 久 強	総 務 課 長	菊 池 敏 雄
総務課長補佐	高 久 修	行 政 係 長	鈴 木 正 宏
人事研修係長	福 田 真 二	給与厚生係長	岸 上 容 子
危機対策・放射能対策室長	平 井 克 巳	危機対策担当主査 （係長級）	小 池 雅 之
放射能対策担当主査 （係長級）	大 木 聡	財 政 課 長	中 山 雅 彦
財政課長補佐兼管財係長	押 久 保 昭	財 政 係 長	関 根 達 弥
契約検査課長	五 十 嵐 岳 夫	契約検査課長補佐兼検査係長	増 子 芳 典
契 約 係 長	渡 邊 真 紀	課 税 課 長	大 武 利 幸
課税課長補佐兼税制係長	齋 藤 保 幸	国民健康保険税係長	田 中 綾
資産税土地係	平 田 篤 史	資産税家屋係	遅 沢 友 則
収 税 課 長	相 馬 一 男	収税課長補佐兼収納係長	小 平 裕 二
徴収担当副主幹	松 本 仁 志	徴 収 担 当 副 主 幹	佐 原 勝 美

西那須野支所長	関谷正徳	総務税務課長	平石敬雄
総務税務課長 補佐兼 総務係長	松村儀久	税務係長	井上芽久美
市民福祉課長	白井孝行	市民福祉課長 補佐兼市民 戸籍係長	間彦望
福祉係長	小出晶子	国保年金係長	亀田祐子
生活環境係長	松本里津子	産業観光建設 課長	渡辺直次郎
産業観光建設 課長補佐兼 農林係長	伊藤吉之	商工観光係長	藤川正勝
建設係長	伊藤好美		

出席議会事務局職員

書記室 井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

〔市民福祉課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

〔産業観光建設課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

〔総務部〕

- ・総務部長挨拶

〔総務課〕

- ・議案第 19 号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- ・議案第 20 号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- ・議案第 2 2 号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・議案第 2 3 号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- ・議案第 3 1 号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 3 2 号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止について
- ・議案第 3 3 号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止について
- ・議案第 3 4 号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について
- ・議案第 4 3 号 那須塩原市第 3 次定員適正化計画について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔財政課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔契約検査課〕

- ・議案第 4 4 号 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画の変更について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔課税課・収税課〕

- ・議案第 2 4 号 那須塩原市税条例等の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 8 号 平成 2 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 9 号 平成 2 9 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 1 0 号 平成 2 9 年度那須塩原市介護保険特別会計予算

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○松田委員長 皆さん、おはようございます。

きょうはかなりいい天気で、後ろを見ますと、かなり山がきれいですね。久々ですね。

今回、3月議会ということで、各委員にはご出席いただきましてありがとうございます。

この定例会におきましては、当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正及び廃止案件が10件、計画に関する案件7件の合計17件でございます。

また、予算に関する分科会審査がございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、当初予算案件の5件であります。これら予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切りかえて審査を行います。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。挨拶いたします。

なお、きょうは当委員会に傍聴の希望がございます。議会基本条例第7条により、議会の会議は原則公開といたしております。総務企画常任委員会協議会において、傍聴者の人数につきましては12名を限度に先着順とすることに決定しておりますので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

それでは、次第3、審議事項に入ります。

◎西那須野支所の審査

○松田委員長 まずは、西那須野支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長から挨拶をお願いいたします。

○関谷西那須野支所長 (挨拶。)

—————◇—————

◎総務税務課の審査

○松田委員長 ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長、お願いいたします。

○平石総務税務課長 (議案第7号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 32ページです。2款総務費、1項1目一般管理費の自主防災組織育成支援事業9001事業の自主防災組織結成事業27万円と、あと自主防災組織運営事業の178万円の内容についてお伺いをいたします。

○松田委員長 課長、お願いいたします。

○平石総務税務課長 西那須野支所9002事業のほう

—————◇—————

になります。

○佐藤委員 すみません、9002、その下段です。
106万9,000円です、すみません。

○平石総務税務課長 こちらにつきましては、西那須野支所管内で自主防災組織が28団体ございまして、28団体に対する補助金、こちらが106万8,500円を予定してございます。

この資機材等整備事業費補助金につきましては、西那須野28団体のうち、これは1回限りの補助金になるんですけれども、まだ申請がない団体が6団体ございまして、そのうちの3団体分の申請を見込んでございまして、1団体30万円で、3団体で90万円を計上してございます。

以上です。

○佐藤委員 はい、わかりました。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 続きまして、123ページです。

消防団活動費の西那須野支所1002事業で、消防団員機能別団員の報酬なんですけれども、この人数の内訳についてお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○松田委員長 平石課長。

○平石総務税務課長 消防団員につきましては、287名でございます。機能別団員につきましては12名で計上してございます。

○松田委員長 以上ですか。

○佐藤委員 了解しました。

あともう1点いいですか。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 125ページに、防火水槽整備事業費の3002事業で、これは防火水槽1基ということでしたが、これは40㎡級でよろしいんですか、その辺お伺いをいたします。

○松田委員長 課長。

○平石総務税務課長 委員おっしゃるとおり40㎡で

ございます。

○松田委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 オーケーです。

○松田委員長 そのほかありますか。
齋藤委員。

○齋藤委員 45ページの屋根の塗装工が今回2,700万円の予算計上になっておりますけれども、この支所に関しては何年経過していて、あと、この屋根の平米数はどのぐらいの規模なのか、お伺いをいたします。

○松田委員長 課長。

○平石総務税務課長 西那須野庁舎につきましては、平成元年に建てられまして、ことしで28年が経過したところでございます。

屋根のほうにつきましては、2,435㎡の塗装を予定してございます。

以上です。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。
金子委員。

○金子委員 35ページの財産管理、一番真ん中ですね、1002事業。この旧三島第2公会堂等移転ということで、これは道路拡張で多分取り壊しになるんだらうけれども、これ移転はどこかへ行くんですか。

○松田委員長 平石課長。

○平石総務税務課長 今、元的那須疏水土地改良区の事務所であったところが、ここで言っているところの旧三島第2公会堂ということになるんですが、こちらにつきましては、もう老朽化しておりますので、取り壊しをいたしまして、駐車場という考えでございます。

○金子委員 移転場所はわからないの。

○平石総務税務課長 取り壊しなので移転はないです、こちらについては。

○金子委員 全く、取り壊し。

○平石総務税務課長 今現在の三島公会堂のほうがあるままでございます。

○金子委員 はい、わかりました。もう一つある。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 125ページのこの防火水槽はどこになるんですか、これは。

○松田委員長 平石課長。

○平石総務税務課長 今回は五軒町自治公民館の敷地内に予定してございます。

○金子委員 五軒町公民館敷地内。そんな場所あるんですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○金子委員 敷地内に。結局下になるから、もう上はあれしちゃうからいいんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○金子委員 わかりました。了解です。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。副委員長。

○相馬副委員長 まず、32ページ、2款1項1目防災対策費（西那須野支所）の8002事業の消防品費で土のう用砂を購入するというお話ですが、購入する場合の量、土のうの何個分ということで購入するのか。それから、購入した場合の置き場所は一体どこになるのかお伺いします。

○松田委員長 平石課長。

○平石総務税務課長 こちらにつきましては、自主防災組織のほうからの要望に基づいて、その希望の数量、こちらを交付するというので、今のところ大体2㎡から6㎡ぐらいの申し出がございました。

その設置場所につきましては、自主防災組織のほうで管理している場所というのですか、そちらのほうに運んで交付している次第でございます。

○相馬副委員長 はい、わかりました。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 それから、125ページの——ごめんなさい、失礼しました。これは西那須野支所分じゃないみたいでした。

○松田委員長 よろしいですか。

○相馬副委員長 はい、ありがとうございます。

○松田委員長 その他、ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 総務税務課所管の審査事項は以上となります。その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 執行部からは何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で総務税務課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民福祉課の審査

○松田委員長 ただいまから市民福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

臼井課長。

○臼井市民福祉課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からご質疑、ご意見等をお願いします。

異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民福祉課の所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、以上で市民福祉

課の審査を終了いたします。

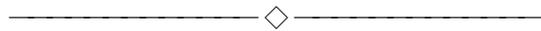
ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

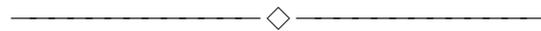


◎産業観光建設課の審査

○松田委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、102ページの商工イベント支援事業費の中で、今回新規でふれあいまつりの太鼓修繕ということで49万ほど上がっておりますけれども、これは何基というか、そういう数え方でいいのでしょうか、何基分なんのでしょうか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 太鼓につきましては、昭和50年に太鼓を購入しているんですけども、大きな太鼓3基ございまして、もともと去年、祭りが終わった後に、1基がちょっと太鼓の真ん中辺、革が破けてきまして、ほかの2基もちょっと薄くなってきて、これ以上難しいなという話で3基まとめて計上しています。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 はい、了解。

この太鼓の要するに50年ですから、相当年数がたっているということで、今回一気に3基やるということで、そのふれあいまつり関係の関係者は、そういう保存に関してもきちっとした保存をしているんだろうというふうには思うんですけども、今回の3基ということで了解をいたしました。

また、その次のふれあいまつり整備事業の中で、この間の説明の中では、この2,040万円は12基のポールを立てるといような説明が前回の議会の中であったんですけども、これに関しての素材というか、どの程度のものなのか、お聞かせ願えればと思います。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 ただいまの質問でございますが、ふれあいまつり整備事業の204万です。

こちらにつきましては、ご回答のとおりポール12基ということで、こちらは駅前通りにちょうちんをつけるためのポール、鋼管ポールと言っているんですけども、鉄製のポールを基礎を入れて、それを祭りの期間だけはポールを立てているんで

すけれども、一応歩道部のインターロッキングも穴をあけて、そこに鉄柱を埋めまして、期間中約2週間、ちょうちんを下げておりまして、祭りが済んだ後、それを外してインターロッキング部にふたをかけておいて、通常は歩行者等が支障にならないような状態にしておきます。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その部分も聞きたかったんですけども、今、課長のほうから説明があったように、本当に期間は1日ということで、問題は、残りの三百何十日が歩行者に対して安全なのかということを知りたかったんですけども、その辺は安全対策をとられているという、ふたか何かかけているということで、了解をいたしました。

もう1点だけ、106ページになりますけれども、今回新規事業で烏ヶ森公園のぼんぼり設置ということで出ておりますけれども、これはぼんぼりを新しくつくるということではなくて、設置に関する予算づけですよね。お聞きします。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 烏ヶ森公園のぼんぼり設置につきましては、こちらはもともと西那須野の観光協会が設置をしていました。もともと観光協会が作成をして、昭和60年より前かな、もう30年以上なっていたんですけども、観光協会としては、協会の予算が足りないので、西那須野地区内の各企業から協賛金を募りまして、そちらを予算の一部にして充ててやっておりました。それが平成23年の大震災とか、あとは不景気とかいろいろ重なりまして、企業さんからの協賛金がちょっと減少しまして、平成26年でぼんぼり設置が終わってしまったんです。その後、やはり春の花見の時期に来た方々から、ちょっと暗くてさみしいよという話を承ったものですから、市の観光事業としまして今回設置するもので、もともとその物自体

は残っていたので、それを利用しながらできる範囲でやる予定であります。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その部分を聞きたかったのですが、今回初めてこの設置に関する予算が出たので、今まで観光協会が設置したけれども、そういう事情で、多分27、28年度ぼんぼり設置をやめたということで、今回からまたこの予算計上して、今度は市が介入して、この設置費用を市が持っていくということで了解はしたんですけども、これはそうすると、今度新たにいろいろ新規的に設置費用が市で持つようなことになれば、例えば、想像するに、今度ぼんぼり設置の数もふやしていくような考えというのは、観光協会のほうでは持っているのでしょうか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 ぼんぼりの今残っている数が五十数基ございまして、その中でもちょっともう破損とかして使えないものもありまして、四十数基になるんですけども、現時点ではちょっと新しいのをつくる予定はなくて、ある範囲の中でやっていく予定であります。

もう1点は、できれば、行く行くはまた観光協会に戻して、観光の事業として本当は行きたい中なんですけれども、予算も厳しい中なので、現時点では市のほうでやる予定であります。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 私もそう思うんです。今回そういうことで、確かに花見とか、このぼんぼりがあるのとないのではえらいこう華やかさとか、来た方の足元も照らされるでしょうし、ただ、今回のようにこういう予算ではなくて、観光予算の中につけてあげて消化していくのがいいのかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。了解です。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 その続きなんですけれども、数と期間
はわかったんですけれども、その期間以外は撤去
してどこかに保管していくということによろしい
ですか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 現在もなんですけれども、
西那須野のお祭り関係の各備品を保管している太
夫塚倉庫というのが西那須野地区にございまして、
倉庫に保管しています。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 113ページの道路維持管理費の関係で
工事請負費3,100万円あるんですが、このちょっ
と内訳を少し教えてください。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 内訳ちょっと申し上げま
す。工事請負費のまず舗装修繕関係で1,300万、
区画線設置工事で400万。あとは浸透ます設置と
側溝整備、こちら合わせて540万。あとカーブミ
ラー設置が260万。残りは567万円で道路のパッチ
ング工事です。こちらになります。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 道路舗装の修繕1,300万ということな
んですが、基本的に、結構要望的に道路工事とい
うか、舗装というのが来ていると思うんですけれ
ども、その辺の内容を少し教えてもらえますか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 要望につきましては、も
ちろん道路の関係もあるし、側溝、雨の関係もご
ざいまして、年間で500件前後は要望、苦情とか
あるんですが、特に、年数たってきて、道路が結
構傷んできて、もちろん穴があくのも当然なんで
すが、あとはやっぱり舗装を何回もパッチングと
かしているうちにでこぼこなんか出てきてしまっ
て、通りにくいよとか、あとは、やはり特に夏の

時期とかの雨の関係で排水がうまくいっていない
とか、その辺の要望が多いです。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、500件あるうちのどのぐらい要
望に込んでいるのかというのは、少し教えてもら
えたら。大体で結構ですけれども。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 約8割方で400件前後、
細かいものもございまして、市の職員が直営でや
るものもあるので、その費用が原材料費で済む
ので安く済む中で、この予算の中では400件ぐら
い。

○眞壁委員 400件ぐらい入れていると。100件ぐら
いはいっていないという。

○渡辺産業観光建設課長 あと、大きな要望等につ
きましては、それは本庁のほうと調整しながらや
っております。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 先ほど齋藤委員のあれで、102ペー
ジのふれあいまつり太鼓修繕費で、この太鼓につ
いてはふれあいまつりだけしかもう使わないとい
うことなのか。そして、それはどういうふうなあれ
で保管というかしているのか、ちょっと聞きたい
んです。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 こちらの太鼓についま
しては、もともとふれあいまつりで太鼓整備しま
して、市の備品として登録はしてございまして、年
間を通して数件なんですけれども、各太鼓を使う
ような団体さんとか、あとお祭りにちょっと使う
とか、そちらの貸し出しはしています。

ただ、これまでその貸し出し基準も明確じゃな
くて、どの辺まで貸しているのかとか、ちょっと
決めていなかった経緯もございまして、今度の4
月からその辺、公民館とか、そういう団体にかか

わる団体には貸さないよとか、そういう基準を設けるように今考えているところでございます。

保管につきましては、やっぱり大きなもので、なかなか倉庫、先ほどの太夫塚の倉庫にちょっと入れられないものですから、太鼓専用の倉庫を西公民館の裏のほうにちょっと倉庫をつくりまして、そこに保管してあります。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 それはわかりました。

96ページの田園空間博物館管理運営費ということで、これはいろいろ管理をどういう形で、どこでどうやっているのかというのはちょっと簡単に。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 こちらは先ほど質問に申し上げますが、田園空間の施設、各施設は「サテライト」と呼んでおりますが、市のほうの予算で計上している維持管理費については、平成20年までに栃木県がその施設を整備しまして、20年に市が譲与を受けました。それ以降、市が維持管理を行っていますが、その施設が全部で18カ所になります。その18カ所の修繕とか主に行っているんですが、特に田園空間の施設とかで、木、木製でつくった施設が多いものですから、このところよく木が腐ったり、ちょっとその辺で修繕費も今回出していますが、この修繕にかかっておりまして、このサテライトというのは、7つの西那須野地区のコミュニティーが管理している分ございまして、県から受けた以外のサテライトもあって、全部で約140ぐらいあります。先ほどの18カ所を除いた約120カ所については、各コミュニティーのほうで通常の維持管理、主に清掃とか、ちょっとした修繕とかごみ拾いとかはコミュニティーが行っております。市はあくまでも18カ所、先ほどの県から受けた18カ所の維持管理を行っております。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 私が聞いたのは、それは非常にいい説明いただいたんですけども、それ以外に、これを管理するのが、例えば西那須野庁舎とか、それから、もしくは博物館とか、いろいろ、どこでこれを管理しているんだかちょっと。空間博物館自体がどこでどういう形でこれを管理するのかなどというのがちょっとなかなかわからないですけれども。

○松田委員長 どうぞ。

○関谷西那須野支所長 田園空間博物館運営費について、お金を持っているのは那須塩原市なので、産業観光建設課がやっています。その18の維持管理については、産業観光建設課がやりまして、さっき言ったように、120については神社とかいろいろのものが、あとは個人とか、無形のものも指定されていますから、それらについては管理もその人がやる。それらについてのPRだけを田園空間運営協議会の人らが140のPRとか啓発活動はやりますよということで、あくまでもここでいう管理と言っている部分は市がやっているということになります。

○金子委員 了解です。わかりました。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。副委員長。

○相馬副委員長 まず、そうしたら、今の田園空間博物館の件なんですけど、以前は那須野が原博物館に事務局が、電話番号とかが那須野が原博物館の電話番号が載っていたという経緯もあるんですけど、今、現時点でこれに関する問い合わせは、そうすると、産業観光建設課ということでよろしいでしょうか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 那須野が原博物館内にも田園空間の施設として研修室とか、こちらがございまして。ただ、実際にそこには担当職員はいないも

のですから、問い合わせ等は全部こちらの観光に来ております。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 もう1点、そうしますと、交付金のところで、田園空間博物館運営協議会補助金ということで、先ほど、ことしから積み上げ方式の予算というようなことになったというふうなお話だったんですが、この81万9,000円については、昨年と同じなのか、その積み上げによって変動しているのか、お伺いしたいと思います。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 この田園空間博物館協議会の予算、81万9,000円補助金になっておりますが、金額的には例年と同じです。先ほど所長からお話もあったように、この協議会としての活動はPR活動が主な活動でございまして、毎年大体同じ形のPRどおりなものですから、金額的には前と同じぐらいで、積み上げても大体同じでなっています。

○相馬副委員長 了解。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 もう1点、113ページ、先ほどの道路管理費。113ページ、8款2項2目の道路管理費の工事請負費の中に、先ほどカーブミラー260万円というのが含まれていますというようなご説明だったんですが、260万円というのはカーブミラー何基分というふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 基本的に1基当たりの単価を26万円ほどではじいているもので、10基ほどの予定です。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 カーブミラーの設置の要望というのは、年間大体10基ぐらいという予想でよろしい

んでしょうか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 要望につきましては、もっと多くて二、三十あると思うんですが、実際、市の職員が直営で設置できるものもあるので、こちらを含めて二、三十ということで、実際この工事発注するのが10基ということで。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 すみません。もう1度その直営についてちょっとご説明いただけますか。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 カーブミラーもつける場所とか、いろいろ方法もございまして、柱から道路に穴あけてつける場合とか、あとは土の上につける場合とか、あとは電柱に共架する部分もございまして、そういう簡易なものについては、原材料費でカーブミラーを買いまして、こちらを市の職員が直営で設置しています。それは大体予算的には、約20ぐらい、カーブミラー、予算今回つけていまして、材料費の中で。合計、工事10基と枚数20枚で30ぐらいの範囲。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 それともう1点、最後なんです、24ページ、諸収入の雑入の中で、先ほど土木費雑入の中で地図購入費等は全部で21万1,000円、そのうち西那須野支所分が1万円ということだったんですが、大変申しわけない。どこで言われたかわからないんですが、すみません、21万円分のうちの1万円というのは、これもやはり積み上げ方式ということで、前年度の実績に合わせてということなんですか、お伺いします。

○松田委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 現在、こちらの地図売り払いにつきましては、窓口に来た方が都市計画図とか道路網とかそういう図面を買っていくんです

が、1枚500円とか1,000円のものでございまして、年間10人とか、十数人ぐらいなんで、大体1万円以内ぐらいで収入が毎年おさまっている状況です。

○相馬副委員長 それじゃ、進行かわります。委員長。

○松田委員長 先ほどの道路修繕なんですけれども、これ直営と委託が合わさった金額なんですか。俺よくわかんない。直営でやるだけの話なのか、舗装修繕とか、工事請負費の中のものというのは。

○相馬副委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 こっちで予算計上している工事請負費の中の修繕工事費は、あくまでも業者に発注する費用でございまして、市の直営分はもちろん、次の節の16節の工事材料費の中の材料費の金額で合材とか砕石とか、いろいろ買ひまして、要するに職員がやっているという。

○相馬副委員長 委員長。

○松田委員長 それと、除雪対策費、114ページの一番上。この除雪に関してですけれども、100万円出ていますけれども、これ業者に委託していると思うんですけれども、これは建設協会に委託しているのか、それとも、各業者に直接契約しているのか、ちょっと聞かせてください。

○相馬副委員長 渡辺課長。

○渡辺産業観光建設課長 こちらは、西那須野地区をブロックに分けてまして、そのブロック各二、三社、数社入れておいて、雪が降ったときにすぐ対応してもらえるように、その数社から、その地区については砂をまいてもらったり、グレーダーでかいてもらったり、そういう作業をやってもらっています。

○相馬副委員長 進行戻ります。

○松田委員長 そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございませんでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で産業観光建設課の審査を終了いたします。

ご苦勞さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩としま

す。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎総務部の審査

○松田委員長 これより総務部の審査に入ります。
それでは、初めに総務部長からご挨拶をお願いします。

○和久総務部長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

◇

◎総務課の審査

○松田委員長 ただいまから総務課の審査に入ります。
担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◇

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、議案第19号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第19号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。
質疑ございませんでしょうか。

副委員長。

○相馬副委員長 資料101ページの中で、先ほど早出、遅出というお話がありましたが、早出、遅出の決まりがあつて、その決まりの中で通常勤務時間から遅出になった部分の時間帯を休暇とみなすのかどうなのか、そういう説明でしたのか、再度お伺いします。早出、遅出の時間帯。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 こちらにつきましては、時間をずらすような形でございます。例えば、8時半から5時15分だったものを、人によっては9時15分から6時15分までというような、そういう形でございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 その中で育児休暇がとれるということか、それとも、時間をずらした分を休暇扱いで、例えばさっき言ったように1時間ですか、後ろずらした分は残業という扱いなのか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 通常勤務という扱いでございます。勤務時間帯が変わるというだけで。

○松田委員長 ほかがございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第20号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続いて、議案第20号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第20号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

◇

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、続いて、議案第22号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いします。菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第22号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

副委員長。

○相馬副委員長 まず、人事院勧告というものを詳細にご説明いただきたいと思いますが、人事院勧告について。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 人事院勧告の内容につきましては、先ほどご説明しました扶養手当につきましては、配偶者が29年度1万円、30年度6,500円、31年度8級職相当の職員については3,500円に勧告したものでございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 そうしますと、その人事院勧告というものは強制力というのが、あくまでも勧告であって、具体的にその数字と、それから内容等決めるのは市のほうで決めるものなんでしょうか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 やはり当然議会の承認はいただくような形ですが、やはり財源の問題等、そういったのが可能であれば……

〔「私のほうからよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○松田委員長 部長。

○和久総務部長 人事院勧告といえますのは、本来の労働者というのは組合をつくって交渉をして、その賃金なりを決めるとというのが基本なんです。公務員につきましては、その労働三権、いわゆる争議権と団結権とかというのがないんです。争議権がないんです。そのかわりとして人事院勧告というのがあるわけでありまして、これは全く勧告でありますから、強制力はない。最終的に決めるのは市長というふうなことになるんです。そんなことでありますので、人事院勧告どおりやらなければならないというふうなことはありませんけれども、やはりそういうふうな仕組みになっていますので、それは尊重すべきというふうなところで行っているところです。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 そうすると、今回の条例改正の中に人事院勧告には含まれていないものも含まれているということでしょうか。また、その部分はどうの部分でしょうか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 人事院勧告に含まれていない部分につきましては、子に係る扶養手当、こちら国のほうでは29年度は8,000円、30年度からは1万円

とするものを、本案につきましては、29年度から1万円にさせていただきたいということでご提案申し上げているところでございます。その部分が異なります。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第22号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第23号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 （議案第23号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第23号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続いて、議案第31号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 （議案第31号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

眞壁委員。

○眞壁委員 報酬のほうなんですけれども、大田原を参考にしたということなんです、大田原と一緒にしょうか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 基本的に同じなんです、団長については那須塩原市のほうが2,000円ほど高くなっている状態でございます。

○松田委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第31号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第32号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続いて、議案第32号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第32号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第32号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第33号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続いて、議案第33号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第33号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第33号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

す。

◎議案第34号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続いて、議案第34号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第34号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第34号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査中でございますけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

1時間開会ということでよろしくお願ひいたしま

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時56分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎議案第43号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、議案第43号 那須塩原市第3次定員適正化計画についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池総務課長 (議案第43号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

副委員長。

○相馬副委員長 そうしたら、10ページの一番下、(4)目標に対する目標値設定の考え方でございますが、その中に「類似団体との比較において減員の余地がうかがえるもの」というふうな表現になっておりますが、まず類似団体のご説明をいただいて、その減員の余地をご説明いただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 4ページをごらんいただきたいと思ひます。

こちら類似団体の比較という記載がございますが、類似団体というもの、人口と産業構造を基準

として全国の市町村を幾つかグループ分けしてご
ざいます。その中で本市と同じグループに属する
85団体、こちらについて類似団体というふうにし
ているところでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

85団体のうち、一番右端、人口1万人当たりの
職員数が記載されてございます。那須塩原市につ
きましては上から数えて56番目という形で67.92。
全国85団体の中では平均をやや下回るという形で
ございます。

こうしたことから、単純に類似団体と比較した
職員数については上回っておりますので、そうい
った意味合いからは「減員の余地がうかがえるも
の」というふうに表記してございます。

こちらにつきましては、同じ類似団体であって
も、やはり面積の広さとかもかなり影響してまい
るので、なかなか機械的にはいかないところもご
ざいます。

説明は以上です。

○松田委員長 よろしいですか。

○相馬副委員長 はい。

○松田委員長 そのほかございますか。

ないようですので、質疑を終了したいと思います
ですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第43号 那須塩原市第3次定員適正化計画

については、原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第43号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常
任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市
一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。
菊池課長。

○菊池総務課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員か
らの質疑、ご意見等をお伺いいたします。
佐藤委員。

○佐藤委員 122ページです。

9款消防費で1項2目の消防費ということで、
これは非常勤職員報酬、それぞれ出ていますけれ
ども、これは黒磯消防団員ということでよろしい
んですか。1001事業の一番上です。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 こちらの報酬につきましては、本
団の部分と黒磯支団の分の計上でございます。

○佐藤委員 本団と黒磯支団ですね。

○菊池総務課長 黒磯支団です。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もう1回なんですけれども、同じとこ
ろの報償金で、消防操法競技入賞記念品というこ
とで、それぞれの西那須野支所と塩原支所にもあ

るんですけども、統合後にもこれは3会場でやるということなんですか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 操法競技会、平成29年度につきましては3会場で実施という形でございます。ただ、30年度以降につきましては今のところ未定ですが、なるべく一つの方向性を探っているところではございます。

○松田委員長 よろしいですか。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、通常点検は、統合した場合1カ所で全団員がやるということでしょうか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 通常点検につきましては既に協議が調いまして、平成29年度、1カ所で全体でやるという形でございます。

○佐藤委員 わかりました。

○松田委員長 その他ございませんでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 では、33ページです。

給与・職員厚生費の中で、先ほど社会保険料、加入者220名増ということでお話があったんですが、この辺ちょっともう1回、詳しく説明をお願いしたいんですけども。

今まで対象になっていなかった方が多分なるんだと思うんですけども。

○菊池総務課長 どういう人が加入対象になるか。

○眞壁委員 はい。

○菊池総務課長 では、委員長、係長から答弁させます。

○松田委員長 それでは、係長、お願いいたします。

○岸上給与厚生係長 平成28年10月1日から、制度改正によりまして社会保険の適用拡大になりました。

その要件が5つございまして、1つは、基本給が月額8万8,000円以上。2つ目が、1週間の所定労働時間が20時間以上。3つ目が、学生でないこと。4つ目が、事業所がその適用拡大の対象となる特定適用事業所であること。もう一つ要件がありまして、それによりまして、今までは常勤、いわゆる私たちと同じ正規の勤務時間の4分の3以上の勤務時間を勤務をしている臨時非常勤の職員が社会保険の加入の対象になっていたんですが、適用拡大になりまして、本市におきましては約220名、200人ほど臨時非常勤がその対象となることになりました。

○眞壁委員 では、それはわかりました。

そうすると、まだ残っている方がどのぐらい。その率で、まだ対象にならない方というか、非正規の職員が600だか700いると言っていましたよね。700近くいるとか。その中で社会保険の対象になっていない人がどのぐらいいるかというのは、ちょっとわからないか。大体でいいです。

○松田委員長 では、係長。

○岸上給与厚生係長 人数としますと、先ほどの全体から除いた人数にはなるんですが、ただ、人数を具体的には申し上げられないんですが、どんな職種というか対象になるかという、月額が8万8,000円に満たない、所定の労働時間が20時間を超えていても8万8,000円に満たない。例えば保育助手とか、あと、やはり短い時間で勤めている臨時職員もおりますので、その職員におきましては適用拡大後もその資格取得の要件は満たさないことになっております。

それが大体400名ぐらいになるかとは思いますが、ちょっと今、手元に具体的な数字を持ち合わせていないので申しわけございません。

○眞壁委員 もし後でわかったら結構なんですけれども、その対象にならない人間がどのぐらいい

るかだけ、確認していただきたい。

〔「私のほう、ちょっと補足をさせて……」
と言う人あり〕

○松田委員長 和久部長。

○和久総務部長 臨時職員につきましては、フルタイムの臨時職員と、ですから7時間45分と基本的には5時間45分です。その2種類は、この改正で、フルタイムは前から対象になっていますけれども、5時間45分の職員についても対象になったんです。そうすると、ほとんどなったわけなんです。あとは本当に、今、係長からお話がありましたように、二、三時間の臨時職員とかです。そういうふうな職員なんで、そういうのがどこにいるかというところは大体は保育園なんです。それから健康センターあたりです。やっぱり臨時の保健師さんです。そういった方々なので、そんなには数的には。

○眞壁委員 そうすると部分的な感じの人ですかね。

○和久総務部長 そうですね。正確な数は後で。

○眞壁委員 では、かなりの人数がほとんど入ってきたという。

○和久総務部長 といふうなことに。

○眞壁委員 わかりました。

○松田委員長 よろしいですか。

そのほか。

相馬委員。

○相馬副委員長 まず、31ページの防災対策費が前年度予算2,483万4,000円から1,478万9,000円ということで1,000万円減になりましたということですね。それは、理由としては、自主防災組織育成費が別枠に9001事業ということになって、そこが535万円ということで別枠になったのということなんですけれども、残り、減った475万円分は、そうするとどこが減ったのかわかりますか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 自主防災組織育成支援費そのものの予算要求が、平成28年度につきましては実施計画上の数値として、ほとんどの自治会で防災組織が組織化されたというような数値で予算を計上していたので、ここの部分で昨年度は1,000万を超えていたような形なんです。ですので、大体それを除きますと、差引額が出るのかなというような形です。

○相馬副委員長 わかりました。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 続きまして、33ページの一番上、新規の勤務管理システム関連ICカード作成、それからシステム保守料で、先ほど、今回は799万4,000円がこの経費にかかるんですが、今後は年間770万ずつずつとかかかってきますということだったんですが、このシステムを導入するメリットは何なんでしょうか。

○松田委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 もともとはやっぱり時間外勤務がどうしても右肩上がりになってくるというふうな状況でございまして、特に、指導を行っていく大もとの総務課自体の時間外勤務が伸びていっているような現状にございます。

その一つの要因の中には、先ほどもちょっと申し上げたと思いますが、時間外勤務の計算、そういった部分もばかにならないところがございまして、各人がやる計算時間の短縮も図られますし、加えて、それを取りまとめる総務課の事務の軽減、効率化が図られるし、また、労働基準法上、使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認しまして、これを記録することが求められているような状況なんですけれども、現在、本市には労働日ごとの労働時間を客観的に記録・保管するような仕組みがないといったような状況もございませぬ。

また、先ほど時間外勤務も申し上げたところなんですけど、年々、業務形態も多様化しております、多様化する任用制度や勤務形態、また、標準報酬制の導入などの制度改正によりまして、給与計算及びその任用に係る事務が急増しております。こういったシステムを導入することによりまして、時間外勤務だけでなく、それらの部分についても事務の軽減が図られるものというふうに期待はしているところでございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 わかりました。

毎年770万円ずつかかるメリットは十分あるというご判断だということですね。

○菊池総務課長 はい。

○相馬副委員長 了解しました。

○相馬副委員長 進行が変わります。

松田委員長。

○松田委員長 先ほどの同じ勤務管理システムなんですけれども、非接触型を使うんですね。先ほど、何か課長がタイムカードみたくそういうような感じの。まさか非接触系ですよ。今どき、そんなのないと思うんで。

○相馬副委員長 課長。

○菊池総務課長 失礼しました。タイムカードと思わず言ってしまったんですが、タイムレコーダーです。タイムレコーダーにICカードをかざして。

○松田委員長 非接触型ですね。

○菊池総務課長 そうですね。大変失礼いたしました。

○松田委員長 では、もう1回。

○相馬副委員長 松田委員長。

○松田委員長 そうすると、給与計算は全部自動でやってくれますけれども、そのICチップで出入りもできるようなシステムをつけるんですか。今は多分、役所を一度ピピピって何か施錠していま

すけれども。

○相馬副委員長 菊池課長。

○菊池総務課長 警備と連動しているかという意味で……

○松田委員長 そうです。

○菊池総務課長 そちらについては連動はしていません。職員証を兼ねるような形では考えているんですが。

○相馬副委員長 松田委員長。

○松田委員長 各部ごとに1台、そういう非接触型のやつを置いておくのか、何か1階に1個置くのか、どういう形をとるんでしょうか。

○菊池総務課長 設置場所ですか。

○松田委員長 設置場所。

○相馬副委員長 課長。

○菊池総務課長 設置場所については15台を考えてございます。本庁舎、西那須野庁舎、それと、あとは勤務形態が複雑な保育園です。

タイムレコーダーを置かないところにつきましては、各自、今、配備されておりますパソコンの端末で、タイムレコーダーではないんですけども、操作することによって出勤・退勤というような形、そういった手法を考えているところでございます。

やはりタイムレコーダーを各施設に配備しますと、やはりそれらの費用もかさむものですから、必要最低限のところレコーダーの箇所は抑えたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員長 わかりました。

○相馬副委員長 では、進行戻ります。

○松田委員長 皆様、ないでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎その他

○松田委員長 総務課所管の審査事項は以上となりました。

その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、大野委員。

○大野委員（職員のストレスチェックについて）

○松田委員長 相馬副委員長。

○相馬副委員長（12月定例会、市政一般質問における水防倉庫に対する市の対応について）

○松田委員長 それでは、執行部のほうからは何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。
10分間休憩をとらせていただいた後に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時18分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎財政課の審査

○松田委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○中山財政課長（議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。副委員長。

○相馬副委員長 すみません、1つだけ。

35ページの2款総務費、1項6目の一番下、2001事業、土地開発基金積立金ということになっ

ておりますが、先ほど基金はお金と土地があるというふうに伺いました。お金の金額はここで聞いたのですが、土地の面積は何っていないのですが。

〔「ちょっと持ってきていないですね」と言う人あり〕

○相馬副委員長 大丈夫です。

〔「すみません、ちょっと後で」と言う人あり〕

○松田委員長 後で資料をお願いいたします。

ほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに意義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○相馬副委員長 (W i - F i つきの自動販売機)

○松田委員長 よろしいですか。

では、執行部から何かございますでしょうか。中山課長。

○中山財政課長 (3月補正予算の追加について)
(議案第7号の質疑における答弁保留の回答について)

それからもう1点、先ほどお答えできなかった話なんです。面積にしますと6,003.22㎡という土地、およそ6,000㎡ということでの土地代ということであります。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 (追加となる3月補正予算の金額について)

○松田委員長 よろしいですね。

それでは、以上で財政課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎契約検査課の審査

○松田委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◇

◎議案第44号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、議案第44号 那須塩原市
公共工事コスト縮減に関する行動計画の変更につ
いてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたし
ます。

五十嵐課長。

○五十嵐契約検査課長 （議案第44号について説
明）

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了した
いと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決をいたします。

議案第44号 那須塩原市公共工事コスト縮減に
関する行動計画の変更については、原案のとおり
可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第44号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常
任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市
一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたし
ます。

五十嵐課長。

○五十嵐契約検査課長 （議案第7号について説
明）

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
眞壁委員。

○眞壁委員 1点だけいいですか。

入札契約費の中で、LGWAN-ASPセキュ
リティーの関係が新規なんですけれども、これの
金額だけ幾らなのか。

五十嵐課長。

○五十嵐契約検査課長 そのセキュリティー対策強
化費ということで、181万4,400円を計上しており
ます。

○眞壁委員 これ全部、旧システムの撤去まで入れ
てか。

○五十嵐契約検査課長 いえ、これは回線を切りか
えるということでのシステム変更に伴うものにな
ります。機器の撤去等はまた別で計上になってい
ます。

○眞壁委員 これは別。では、それもちよっと合わ
せて内訳。

○五十嵐契約検査課長 先ほど申しましたように、

機器の入れかえにつきましては債務負担行為で計上しております。総額では2,263万5,000円になります。こちらが5年間で使用する使用料、それから機器のリース、保守込みで5年で、5年といいますと年度にしますと6年度にまたがるんですが、2,263万5,000円の費用がかかります。そのうち契約が30年2月末で切れまして、30年3月分の一月だけ、36万8,000円のみが29年度の予算に計上されております。

○松田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

契約検査課の所管の審査事項は以上となります。

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○松田委員長 以上で契約審査課の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時20分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎課税課・収税課の審査

○松田委員長 これまでは1つの所管課ごとに審査してまいりましたが、課税課と収税課につきましては当初予算案件を審査する上で関連がありますので、2課同時に審査することといたします。

それでは、ただいまから課税課及び収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 まず、議案第24号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

○大武課税課長 (議案第24号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいですか。

相馬委員。

○相馬副委員長 先ほどの説明で、平成31年10月からの適用になる条例だということなんですが、それを今年度末で税条例を改正するというのは、それは国の指示ということなんでしょうか、お伺いします。

○松田委員長 大武課長。

○大武課税課長 先ほど言った、例えばスイッチOCTの説明がありましたけれども、あれについての30年1月1日からというのも、一部は入っているんです。ちょっと説明を落としてしまったかもしれませんが、そういったものもあります。ただ、基本は31年10月からという部分なんですけれども、実はこれ、既に28年度の税制改正の中でつくられた制度で、その後、消費税を2年間延長するという事になったものですから、今回、お出ししたわけなんですけれども、やはり国のほうでは、そういう制度をつくっても、既に去年の11月の臨時国会の時点で、これの制度そのものは国の法律として可決しているんです。なので、今回、あわせてというか、お出しするものなんです。やはり特に軽自動車税なんかは大きな改正になるものですから、当然、前もって国民にあるいは市民に周知しておくという必要性も含めて、今回、改正したいというものであります。

○松田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第24号 那須塩原市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 まずは、議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

それでは、大武課長。

○大武課税課長 (課税課 議案第7号について説明)

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 (収税課 議案第7号について説明)

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬副委員長。

○相馬副委員長 9ページ、総務手数料の221、2001の諸証明手数料ということで、先ほど窓口手数料の金額ですというふうにおっしゃったと思うんですが、これはコンビニの手数料というのは——ああ、そうか、あれはコンビニに払うのか、手数料。すみません。

○松田委員長 大武課長。

○大武課税課長 実は、その指摘のとおり、さっき窓口関係のと言ったんですけれども、コンビニでも1通200円いただいていますので、それはこの中に入っています。ただ、コンビニはお客さんからは1通200円もらうんですけれども、コンビニ、あっちで運営するほうには別に委託料として、ここではないですけれども、払わなくてはならない部分があるのはあるんです。だけれども、この歳入として見ているのは、コンビニでお客さんが払ってくれる1通200円を、ここで歳入として見ているということです。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、49ページの市税徴収費の関係で、非常勤が1名減ということだったと思うんですけれども、この辺なんですけれども、どうして減になったのか、教えていただきたいです。

○相馬収税課長 年齢も65歳の女性の方だったんですけれども、やはりどうしてもなかなかきつくなってきて、続けることができないということ。

○眞壁委員 負担の徴収業務に支障とかというのは出るのか、出ないのか。

○相馬収税課長 やはりかなりな金額を集めてきていたものですから、自主的納付という形で抱えていた人、個人で納付する、口座振替するなり、個人で期限内納付するように指導はしてきたんですけれども。

○眞壁委員 減った分だけ。今、指導して、何というんだ、回収はできるという考えでいいんですか。

○相馬収税課長 そうです。

○眞壁委員 じゃ、必要なくなったというような感覚でよろしいんですね。

○相馬収税課長 そうです。

○眞壁委員 わかりました。

○松田委員長 そのほか、ございますか。
星委員。

○星委員 2項3目の市税徴収費なんですけれども、非常勤嘱託員の人数を教えてください。収税嘱託員と徴収指導員、3目それぞれの。

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 収税嘱託員に関しては2名でございます。徴収指導員につきましては1名、国税の経験者でございます。

○松田委員長 よろしいですか。

○星委員 はい。

○松田委員長 ほか、ありますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、
採決

○松田委員長 続きまして、議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

○大武課税課長 (課税課 議案第8号について説明)

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 (収税課 議案第8号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

○相馬副委員長 予算執行計画書167ページの1款2項1目の保険税徴収費の中の新規、納期内納付ペイジークレジット納付周知チラシというふうになっておりますが、この納期内納付ペイジーというペイジーはどういうことなのか、お伺いしたいと思うんですけれども。

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 納期内納付ということで、軽自動車税、固定資産税、市県民税とかあるわけなんですけれども、そこに各納期が決められています。その中で、結局納期内に納めていただくようなチラシをつくって発行しているわけなんです。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬副委員長 ペイジーが納期内じゃないと使えないですよということではなくて、ペイジー自体が納期内でないと使えないということなの、そういうチラシだということ。

○相馬収税課長 そうです。

○相馬副委員長 わかりました。

○松田委員長 星委員。

○星委員 このペイジーにすることによって、収納率はどのくらい上がると見込んでいますか。

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 ペイジークレジットにした効果なんですけれども、現年度課税分でちょうど昨年度出した資料なんですけれども、現年度の課税の調定額の0.1%で、年間で約2,100万ぐらいを見込んでおります。

○松田委員長 よろしいですか。

○星委員 はい。

○松田委員長 その他、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第9号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

○大武課税課長 (課税課 議案第9号について説明)

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 (収税課 議案第9号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第9号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第10号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

○大武課税課長 (課税課 議案第10号について説明)

○松田委員長 相馬課長。

○相馬収税課長 (収税課 議案第10号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第10号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課及び収税課の所管の審査事項は以上となります。



◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

大野委員。

○大野委員 (滞納繰越の時効について)

○松田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

相馬課長。

○相馬収税課長 すみません。訂正をお願いしたいんですけども、予算計画書の49ページの2項3

目徴收費の中で、私、収税嘱託員1名減と言ったんですけども、2名のまま、変わらないということです。国保税と勘違いしてしまして。申しわけございません。すみません。訂正をお願いします。

〔「じゃ、2名のみまで」「じゃ、変わらないということ」と言う人あり〕

○相馬収税課長 申しわけございません。

○松田委員長 そのほか、ございますでしょうか。大武課長。

○大武課税課長 (固定資産税課税誤りについて報告及び3月追加補正予算による還付加算金の対応について)

○松田委員長 わかりました。

じゃ、よろしいですか。

じゃ、以上で課税課及び収税課の審査を終了いたします。

これで総務部の審査は全て終了となります。ご苦労さまでした。

ここで、執行部退席のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時37分

○松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

各委員から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 じゃ、事務局からはありますか。

○室井議会事務局書記 (事務局事務連絡。)

○松田委員長 じゃ、お願いいたします。



◎散会の宣告

○松田委員長 それでは、以上で本日の委員会を散
会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時39分

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成29年3月8日（水曜日）午前9時55分開会

出席委員（9名）

委員 長	松 田 寛 人	副 委 員 長	相 馬 剛
委 員	星 宏 子	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	金 子 哲 也
委 員	人 見 菊 一		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企 画 部 長	藤 田 輝 夫	企画政策課長	小 泉 聖 一
企画政策課長 補 佐	村 松 一 紀	企画政策係長	江 面 史 彦
企画政策課 主 査 （係長級）	石 川 敦 史	行政経営係長	佐々木 玲男 奈
企画政策課 主 査 （係長級）	佐 藤 吉 将	シティプロモ ーション課長	小 出 浩 美
プロモーション 係 長	浅 賀 亜 紀 子	広報広聴係長	興 野 和 人
秘 書 課 長	磯 真	秘書課長補佐 兼 都市交流係長	佐 藤 知 子
秘 書 係 長	岩 波 ひ ろ み	市民協働推進 課 長	室 井 啓 二
市民協働推進 課長補佐兼 男女共同参画 係 長	江 連 宣 仁	市民協働推進 課 統 計 係 長	渡 邊 純 子
協働のまちづ くり室 長	織 田 智 富	市民協働主査 （係長級）	田 中 幸 子
自治振興担当 副 主 幹	相 馬 文 彦	塩原支所長	印 南 良 夫
総務福祉課長	君 島 紀 夫	総務福祉課長 補佐兼総務係 長兼税務係長	齋 藤 正 幸

市民係長	濱田伸夫	簿根出張所長	江連周治
産業観光建設課長	吉澤克博	産業観光建設課長補佐兼建設係長	君島隆
農林係長	高野彰	観光商工係長	神山栄
会計管理者兼会計課長	松江孝一郎	会計課長補佐兼歳入係長	室井富美子
歳出係長	平川雅子	選挙管理委員会事務局長	稲見一志
選挙管理委員会事務局長補佐	秋元武志	選挙係長	阪本和人
監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局長兼務	監査委員事務局長補佐兼監査係長	選挙管理委員会事務局長補佐兼務
固定資産評価審査委員会書記	選挙管理委員会事務局長兼務	固定資産評価審査委員会書記	選挙管理委員会事務局長補佐兼務
固定資産評価審査委員会書記	選挙係長兼務	公平委員会書記	選挙管理委員会事務局長兼務
公平委員会書記	選挙管理委員会事務局長補佐兼務	公平委員会書記	選挙係長兼務

出席議会事務局職員

議会事務局長	渡邊秀樹	議事課長	増田健造
議事課長補佐兼議事調査係書記	福田博昭	庶務係長	田野恵子
	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[塩原支所]

- ・塩原支所長挨拶

[総務福祉課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[産業観光建設課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第 13 号 平成 29 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

[企画部]

- ・企画部長挨拶

[企画政策課]

- ・議案第 27 号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正について
- ・議案第 38 号 国土利用計画那須塩原市計画について
- ・議案第 39 号 第 2 次那須塩原市行財政改革推進計画について
- ・議案第 40 号 那須塩原市公共施設等総合管理計画について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[シティプロモーション課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[秘書課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[市民協働推進課]

- ・議案第 41 号 第 3 次那須塩原市男女共同参画行動計画について
- ・議案第 42 号 那須塩原市結婚サポート総合戦略について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局]

- ・選管・監査事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[会計課]

- ・会計管理者挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

[議会事務局]

- ・議会事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時55分

◎開議の宣告

○松田委員長 皆さん、おはようございます。

ちょっと時間早いですけれども、始めさせていただきます。

散会前に引き続き、総務企画常任委員会を再開いたします。

各委員におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

それでは、次第により、本日の審査に入ります。



◎塩原支所の審査

○松田委員長 それでは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

支所長、お願いいたします。

○印南塩原支所長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。



◎総務福祉課の審査

○松田委員長 それでは、ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

君島課長。

○君島総務福祉課長 (議案第7号について説明)

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 46ページですね。

中ほどの塩原支所公用車集中管理費の塩原支所、5001事業の新規のコンプレッサーということで、主に洗車に使うということだったんですけれども、これは新規ということで、今まではどういう形で洗車していたのか。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 今までは職員のほうで手洗いでやっていたりしているんですけれども、このところあたり、特に冬期間の融雪剤をまくものですから、ある程度頻繁に洗わないと、なかなか、さびが出てきたりとかということがあるので、それを使ってやっていきたいと思っています。

○佐藤委員 わかりました。

○松田委員長 ほかはございませんでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 124ページの消防コミュニティセンター整備事業で、今回の設計委託費等が出ておりますけれども、これについての場所と規模、適宜お知らせを願いたいと思います。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 124ページですね、消防コミュニティセンターの整備事業につきましては、ことしは一応年間計画の中で塩釜地区のほうを予定として設計の委託料を計上いたしまして、次年度

以降建設のほうに移るといふようなことで予定いたしましたしております。

〔「場所は」と言う人あり〕

○君島総務福祉課長 場所は、塩釜。とりあえず、今のところ、塩釜地区。あ、建設場所。

〔「そうです」と言う人あり〕

○君島総務福祉課長 そこはまだちょっと未定、地域的に狭いところであってなかなか、急傾斜地とかそういうところもあるので、今、場所の選定でちょっと苦慮をしていると。まだ、具体的な場所ということまでは決まっております。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それじゃ、場所が決まっていないという事は、平米数も決まっていないということのイコールでいいのでしょうか。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 詰所の場合は、まず基本的に市役所として統一の設計でもって、1階が車庫、2階が詰所という形になっておりまして、建てる場所の面積等につきましては、基本的に建物の建つ場所が最低あれば可能だと思うんですが、またその地域の事情によりまして、車両を置く場所、消防団の集まったときに置く場所がどれだけ確保できるかというところで面積等は変わってくると思います。

以上です。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 32ページの自主防災組織育成支援費の関係なんですけど、結成事業に18万ということで入っているんですけども、この辺の予定があるのかどうかちょっと、わかっていればお願いします。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 具体的に、どこの地区がというところはまだありませんが、幾つかやっぱり、説明会に来てほしいとか、今年度、29年度の総会

でちょっと審議をしたいといふようなことで話は来ております。まあ、なかなかスムーズに、次々というわけにはいかないんですが、地道にそれぞれの自治会に入って説明を続けながら、新しく結成を求めていきたいといふふうに考えています。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今、幾つの自治会があつて、結成率といふか、件数等、結成率といふのをちょっと教えてください。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 今、塩原地区は自治会としては41自治会がありまして、現在結成されている分で9自治会及び今結成の申請が出ているところが1カ所、それを入れれば10カ所ということに現在なります。

○眞壁委員 結成の理由はなかなか難しいだろうと思うんですけども、その辺の理由といふか、それもお願いします。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 具体的な理由といふのは、実際にはその地域における自主防災組織のメインとなるメンバーがなかなか、人材、人数及び年齢的な問題がありまして、いないという状況であります。どうしても、若いメンバー、ある程度中心になるのは消防団のほうで主に活動するということになりますので、もちろん自主防災組織も消防団と一体となってやることにはなりますが、一応組織としては基本的には別に、消防団とは別な組織をつくってほしいといふようなお願いをしているものですから、なかなかその辺で人材が、なかなか人が、どうしても高齢者、大体自分が災害のときに助けられるといふふうな、の中で、いざ人選をしてみるとなかなか人がいないんだよねといふところがやっぱりちょっとあります。

○眞壁委員 今話を聞くと、なかなか結成できな

いのかなというようなイメージがちょっとあるんで、目標的なものがあるかどうかというのはちょっとわからないですが、結成できなくてもいいというような判断も必要かなというような気はするんですけども、その辺どのように考えていますか。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 おっしゃることも確かに現実としてありますので、必ずということはないかな、市としてもどこまで進められるかというのはわかりません。今のところ、そういうところは、今結成されていない部分は、もともとその地元の中でそれなりに助け合い的なものができていたり、あとは消防団と一緒にいたりというようなことで、実際の一昨年の水害のときも、実際には消防団が中心となって動いておりますので、組織ができないから逃げられないとか、そういうことではなくて、一応組織がない場合でも、当面まず消防団のほうで小まめに地区を回ったり状況を把握したりというようなことで、その辺の対応はしているし、今後も続けていきたいと思っています。

○眞壁委員 わかりました。

まあ、なかなか難しいと思うので、自治会を1カ所じゃなくて何カ所かでという方法もあるのかなと思いますので、それは意見として。

以上です。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

じゃ、ちょっといいですか。

君島課長。

○君島総務福祉課長 すみません。

先ほどのコンプレッサーでちょっと訂正を。私がかちょっと勘違いをしてございまして、すみません。

コンプレッサー、洗車を主にということなんですけど、メインで使うのは、タイヤを交換するとき

にぐるっと回したりとか、勘違いしておりました、小さいものなので、タイヤのナットを回すレンチを使うためのほうのものがメインの使用になります。

〔「ソフトレンチ」と言う人あり〕

○君島総務福祉課長 エアーコンプレッサーです。

訂正させてもらってよろしいですか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○松田委員長 じゃ、佐藤委員。

○佐藤委員 123ページなんですけれども、消防団活動費（塩原支所）、1003事業の非常勤職員団員報酬の2,145万4,000円ということで、これ団員の数、それぞれ機能別と何人予定されているかわかりましたら。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 一応、消防団員の機能別がまず12人で、それ以外の者が337ですね。それ以外が337で、一応予算のほうは計上させてもらっています。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それは、28年度から増減はなしということで計上されているんですか。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 基本的には、同じ数で。

○佐藤委員 わかりました。

○松田委員長 いいですか。

○佐藤委員 いいです。

○松田委員長 ほか。

星委員。

○星委員 125ページの防火水槽整備事業なんですけれども、3003事業で、これの新設工事ということなんですけど、場所とか、どのあたりにできるのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 具体的なところはまだ未定の

部分はあるんですが、いろいろ地元で、このところ火災があったりとかいろいろありまして、幾つか候補地としては考えているところがあるんですけども、具体的にどこということころまではまだ決定しておりません。

○松田委員長 よろしいですか。

○星委員 はい、いいです。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。副委員長。

○相馬副委員長 まず、18ページの16款財産収入、財産貸付管理費、塩原支所分に充当72万7,000円というふうになっていますが、土地の貸し付けというふうに先ほどおっしゃいましたが、どういう場所、どういう状況で土地の貸し付けというふうなことになるんでしょうか、お伺いします。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 この土地の貸し付けの収入につきましては、関谷にあります老人介護施設の生きいきの里への貸し付けが主なものでございます。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 続きまして、46ページ、2款総務費の中の塩原地区庁舎増改築基金積立金の、これは利子が4万8,000円ということなんでしょうが、この基金の元金と、元金を積み立てるということの予定は、これは利子のみの計上ですが、基金を積み立てるといことはしないのか。それと……。そこまで結構です。

〔「もう一度」と言う人あり〕

○相馬副委員長 すみません。基金の元金。

○松田委員長 君島課長。

○君島総務福祉課長 ちょっと今、手元に資料がありませんので、確認してご報告したいと思います。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部側、何かございますでしょうか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、以上で総務福祉課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といた

します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎産業観光建設課の審査

○松田委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

吉澤課長。

○吉澤産業観光建設課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 106ページです。観光施設管理運営費

（塩原支所）1003事業の一番下のほうの新規の須巻園地公衆トイレ撤去についてなんですけれども、これは撤去の理由というのは何ですか。

○松田委員長 吉澤課長。

○吉澤産業観光建設課長 故障しまして、一応直すための金額と、もらいましたら結構高かったものですから、利用頻度も低いもので、撤去のほうがいいんじゃないかという結論に達しまして撤去という形になりました。

○佐藤委員 わかりました。

じゃ、もう1点。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 107ページの一番下です。塩原温泉天皇の間記念公園管理運営費（塩原支所）9001事業の新規で、由緒書き修繕ということなんですけれども、これは古くなったから新しく由緒を変えるのか、その辺どうなっているかです。

○松田委員長 お願いします。

○神山観光商工係長 由緒書きが正面玄関にございまして、日が当たる場所なものですから、ラミネート部分がかかなりゆがんでいまして見づらいということで、新たに作成するものです。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 じゃ、今まであったものが劣化したから書きかえるということでしょうか。

○松田委員長 課長。

○神山観光商工係長 そのとおりでございます。

○佐藤委員 わかりました。

○松田委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 103ページの工業団地管理費の工業団地雨水管整備調査並びに工業団地内の調整池内の除草ということなんです、これの内訳をお知らせ願います。

○松田委員長 君島係長。

○君島建設係長 整備調査のほうにつきましては650万円になります。除草のほうは50万円になります。

以上になります。

○齋藤委員 それに関しましては了解をいたしました。

もう1点、106ページの観光施設管理運営費の中で、新規事業として観光案内看板の更新ということなのですが、これは1基なのか、あるいはどのようなものを想定しているのかをお聞きしたいと思います。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 看板、かなり枚数はあるんですけども、今回は1枚だけなんです。その理由は、徐々に今、年度ごとに直す予定なんですけれども、まず一番、大沼公園の案内看板が国立公園の中にありながらもそぐわなというような様式ですから、まずその1枚だけ29年度に予定しております。

○松田委員長 いいですか。

○齋藤委員 了解。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。
眞壁委員。

○眞壁委員 歳入の関係で、6ページの観光施設使用料の関係で、減ということだったんですが、その辺の理由を教えてください。

以上です。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 まず、私どものほうでは前年度、例えば今回出てきた28年度の見込みの数値を上げております。

これまでですと、やはり財政のほうで、私どものほうで提出した金額に対して、希望的価格というの正しいかどうかはわかりませんが、

ある程度見込み数の増を見て調整した関係で、実際、今回は全て課の数値をそのまま計上していただいたというのがこの数値でございます。

なおかつプレDCがことし始まりますので、その分も多少加味をしております。

以上です。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今の話だと、塩原の観光の関係は結構、かなり観光局も含めてPRしているかなと思ってはいるんですけども、ちょっとそんな中で、DCもあるという中でちょっと減るといのはどうなのかと私はちょっと感じたので、その辺どうなんでしょうか。28年度の実績という話はよくわかるんですけども。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 これまでの、先ほどお話ししたとおり、前年度の見込みの数値をそのまま計上しておりました。

その中で、やはり財政のほうで調整をしていた中身については、ちょっと私のほうで理解はしていないところなんですけれども。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そういう観光のPRで、かなりのもう支出もありますので、ぜひ上がるような努力をしっかりとさせていただきたいなど。これは要望です。

○松田委員長 所長、お願いします。

○印南塩原支所長 よろしいですか。

言いわけになってしまうんですけども、観光の誘客につきましては、PRしたから速効剤のように人がふえるというのはなかなかないかという中で、観光サイドの、本庁の商工でやっているんですけども、そういった中で動くということが実際的にはございます。

もう1点として、今、眞壁委員のほうから誘客

に向けての努力という中で、今回、12月の中で指定管理の新たな選定ということで設けていただいたわけですが、そのような誘客が見込める業者を今回選定をさせていただいたということもございますので、請け負った業者のほうとタイアップしながら伸ばしていきたいというふうには考えてございます。

○眞壁委員 期待しています。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 1点だけ申しおくれました。

家族旅行村のサイクル列車が一昨年9月から使用できませんので、その金額が114万円の減を見込んでおります。ですから、今回の大きな減の1つは、サイクル列車の利用料金の減ということでございます。

以上です。

○松田委員長 大野委員。

○大野委員 そのサイクル列車の件なんですけれども、今後そのまま使うようにしないのか、直していくのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、今後の。

○松田委員長 塩原支所長。

○印南塩原支所長 単体で言えば、直していきたいというのはあるんですけども、今回、この総合管理計画、公共施設の管理計画の中で、その規制というのが題目にあるかと思うんですけども、そういった中で、塩原支所のほうで管理している施設のあり方というものは、今後、本庁も含めまして議論をしていく、施設をどうするんだと。じゃ、その先に、例えば継続することになれば、そこで施設の改善というふうになってくるのかなと思いますけれども、この時点で、その総合管理計画の個別計画ですね、その中でどうするんだという議論がまだ固まっていないという中で、今回保留になっているんですけども。

○松田委員長 大野委員。

○大野委員 了解しました。

○松田委員長 人見委員。

○人見委員 観光振興費の中の湯けむりゲートボール。これは温泉観光客を相手にする大会なんですか。

〔「湯けむりに出てくる大会の……」と言う人あり〕

神山係長。

○神山観光商工係長 ゲートボール協会ですべて全国的に募集をかけた上で、予選を2回、そして決勝1回ということで3回ほど1泊2日で行っているものでございます。宿泊は塩原温泉のほうにお泊まりいただいているというのが実情でございます。

〔「何人」と言う人あり〕

○松田委員長 人数は今ありますか。なければ後でいいです。あれば……

○神山観光商工係長 ちょっと今手元にございません。

○松田委員長 人見委員、いいですか。

人見委員。

○人見委員 今、観光客を中心にゲートボール大会をやると、そういう流れが毎年毎年実施をしていると思うんですが、参加者数というのは全く同じなのかどうなのか。さらに、今、ゲートボールといたら利用者が大分落ちているんだな。そういう中で、今後どういうふうな方法で実施をしていくのか。さらにはまた、内容的にこのゲートボールじゃないのかかえていくのかどうなのか、この点について。

○松田委員長 塩原支所長。

○印南塩原支所長 ゲートボール人口につきましては、今、人見委員がおっしゃるとおりでございます。年々減少しているという中で、大会を運営しておりますゲートボール協会の役員に言わせる

と、案内状を出すだけでなく、その愛好会がなくなっちゃったかというのがある、なかなか集めるのに苦慮している。

それともう一つは、やはりいつまでも若くないという中で、きのうまで元気だったのが、病院に入っちゃってメンバーいないんだというのがございます。

別な競技でどうなんだというのはあるかと思うんですけども、吉成議員ですか、ペタンクの全国大会を持ってきた中で人がふえたということがございますので、特に私どものほうの塩原地区には受け入れの旅館、ホテルがございまして、そういった取り組みも今後、ゲートボール以外の協会もございまして、そこら辺と今後できないか相談はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田委員長 星委員。

○星委員 そのペタンク大会なんですけれども、この湯けむりゲートボール大会は南公園のあの元気広場で開催されていたかと思うんですが、ペタンク大会の規模に合いますか、大丈夫なの。

○松田委員長 塩原支所長。

○印南塩原支所長 会場につきましては、ペタンクを南公園の屋内施設でやれるかという、ちょっと疑問があるかと思えます。

そういった中で、私どものほうの塩原支所の天候が、夏は比較的雨が少ないということもございまして、野外での開催というのも可能かなというふうに思っております。

どうしてもということになれば、屋内でやることも可能かと思えますけれども、当然、重いボールになりますので、コートに損傷等があった場合ということで、そこはスポーツ振興課と協議になってくるのかなと思えます。

以上でございます。

○松田委員長 星委員。

○星委員 そのことに関しましてはわかりました。

すみません、また話が1つ戻ってしまうんですけども、その箱の森プレイパーク、家族旅行村のことなんです、委託の件で、今後の公共施設の見直しという部分で、委託業者もかわると思うんですけども、その中でやっぱり売り上げといいますか、入場者数がふえてきた場合において、ふえてくればだんだんまたそこに応じて中の施設も改善していくし、売上高によってはまた力を入れていくような方向にも変わっていくという考えでいいんでしょうか。そこは微妙になってくるんですか。

○松田委員長 塩原支所長。

○印南塩原支所長 ちょっと微妙かなと思うんですけども、ですから公共施設の総合管理計画というのは、その施設として行政が堅持していくものなのかどうかというのがまず重要になってくるわけですね。

ですから、塩原支所で管理している施設については、人を呼べるというのは1つの目的にございまして、そういった中で今後の観光振興、誘客の上で必要な施設だというような位置づけになれば堅持していくのかなというふうに思っております。

ですから、今の段階で支所としてどうなんだというものは、内々では持っていますけれども、それが全庁的に設けるわけではないので、こうだというふうな答えは、ちょっと今は申し上げるわけにはいかないと思っています。ご理解いただければと思います。

○星委員 わかりました。

○松田委員長 よろしいですか。

○星委員 いいです。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。ないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第13号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

吉澤課長。

○吉澤産業観光建設課長 （議案第13号について説明）

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 206ページです。1001事業の工事請負費の配湯ポンプ入れかえということなんですけれども、この入れかえの理由はどういうことに入れかえにしたんですか。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 経年劣化でございます。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 経年劣化ということだと、能力の低下ということよろしいんですか。

○松田委員長 神山係長。

○神山観光商工係長 巡視は業者に委託しております。毎日、土日以外は巡視しております。圧力計とか、それから送量とか、そういうものからやはり性能が落ちてきたということでございます。

○佐藤委員 はい、わかりました。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。副委員長。

○相馬副委員長 今回のポンプの件なんです。1001事業から予備費に変更したというお話だったんですが、変更した理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○松田委員長 吉澤課長。

○吉澤産業観光建設課長 今まで、要するにポンプを入れかえていたときは予備のポンプを買う形だったものですから、当然、買わない年もあったものですから、要するに取りかえてなくなったときに予備費から回したほうがいいんじゃないかという形で、監査のほうからの指摘も受けたものですから、それを鑑みまして今回予備費に回しました。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第13号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課の所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部から何かございませんか。

塩原支所長。

○印南塩原支所長 ただいま予算審議ありがとうございました。

私ごとで大変恐縮でございますが、委員会で貴重なお時間をおかりいただきまして、一言御礼の

挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

私並びに君島総務福祉課長、江連等根出張所長、高野農林係長、神山観光商工係長におきましては、今月31日で長年お世話になりました那須塩原市役所を定年退職することになりました。議員の皆様には、公私にわたりましてご厚情、ご鞭撻、ご指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私ども微力ではございましたが、職員として旧塩原町、そして那須塩原市の発展に携わることができました。こうして公務員人生の大きな節目でございます退職という日を迎えられることは感謝の気持ちでいっぱいでございます。

結びに当たりまして、議員各位の限りないご健康とご多幸を心からお祈り申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○君島総務福祉課長 先ほど塩原地区庁舎の増改築費の残高について数字がわからなかったものから、ご報告させていただきたいと思っております。

平成27年度末の金額でございますが、残高が1億1,990万5,407円でございます。

○松田委員長 ありがとうございます。

それでは、産業観光建設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩とします。

11時10分開始でお願いいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎企画部の審査

○松田委員長 これより企画部の審査に入ります。
初めに、企画部長からご挨拶をお願いいたします。

○藤田企画部長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

◇

◎企画政策課の審査

○松田委員長 それでは、ただいまから企画政策課の審査に入ります。
担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◇

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、議案第27号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題いたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。
小泉課長。

○小泉企画政策課長 (議案第27号について説明)

○松田委員長 説明が終わりました。
各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。
眞壁委員。

○眞壁委員 第2条の関係で、事業の関係なんですが、市でやる事業全部に当たるといような考え方でよろしいでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 基本的にはこの3つの区分、今回記載させていただいています5つの区分のほかに、6項目が事業の指定なしといような区分になっています。これは市長にお任せという形でのお預かりの仕方をしていまして、実際には寄附の額のほとんどがやはりこちらのほうに、どのような使い道でもいいんで寄附をしますといような形の方が多いといような状況になっております。

以上でございます。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○松田委員長 では、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第27号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第38号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続いて、議案第38号 国土利用計画
那須塩原市計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小泉課長。

○小泉企画政策課長 (議案第38号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員か
らの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 利用区分別の市土の利用の基本方向と
いうことで、農用地、森林、水面・河川・水路と
5つに分かれている中で、それで基準年が26年に
なっていて、目標年が38年ですか。

そこで、農用地がマイナス303ha、または主な
もので森林がマイナス204haということになっ
ていますけれども、この目標の設定の理由はどう
いうところですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 一応この推計値、基準年と目
標年との比較ということで、マイナスになってい
る部分、プラスになっている部分ということであ
るわけなんですけれども、こちらについては平成
16年度から26年度ということで、前回の計画、こ
ちらのほうのやはり目標値のほうの設定がありま
した。ここまでの目標値に対しての実績というこ
とで、平成16年から26年までの実績、これに、こ
の実績に合わせた中での推移というものを、トレ
ンド推計ということと呼んでいるわけなんですけ
れども、その推計に基づきまして、26年度から30

年度も今までと同じような現状維持の場合の推計
というものに出したものの、その数値に今回、人口
の減少率、人口が減少していますので、人口の減
少率99%というものになっています。この数値を
掛けたもので推計値のほう、目標値ということで
設定のほうさせていただいたところになっており
ます。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、これはプラスマイナスす
ればすぐ100になるのはわかるんですけども、
どれがどこにいつているということではなくて、
減った部分が多分宅地とかそういうところにかわ
っていくと思うんですけども、その中で人口減
少していく中で宅地がふえるということは、結局、
核家族化が進むであろうということによろしいん
ですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 今までも、宅地の中には商業
用地であったり、住宅地だけじゃなくて商業用地
というようなところもあったりということがあり
ましたので、一概に人口が減っても全体的に宅地
が減るかという減らないような場合もあるとい
うことでの、今までも人口が減りながらも宅地が
ふえてきていたということもありましたので、
そのような今までの現状を踏まえた中での推計と
いうことでさせていただいているところでござい
ます。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それにつきましてはわかりました。

戻りまして、市土利用の基本方針ということで、
特に森林なんですけれども、いろんな形これうた
っていますけれども、自然環境の保護とか、そう
いう中で減らさないということで、ここにうたっ
ているのは産廃の施設についてということであ
っていますけれども、森林の必要性というのはい

ちろんいろんな形でわかっているんですが、例えば国の施策なんですけれども、今、太陽光パネルですか、あちこちで山を切ってやっているということは、その辺の絡みというのは、今、市としての考えはどうなっていますか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 森林の太陽光パネルでの森林の開発というんですか、これについては市のほうとしては、森林としては優良な森林を確保しながら、多様な動植物、生物が生きられる環境を保全したいというような考えではいるところなんですけれども、実際のところが、あちこちで山林のほうで切られて太陽光パネルの設置がされているというような状況になっています。こちらについてはなかなか法的に規制することができないというところで、市の考え方としては保全をしていくよということではあるわけなんですけれども、実際には大規模な林地開発、こういうものも手続を踏んで手続が通ってしまえばやっぱり開発されてしまう。なかなか法的に規制ができないというところで、市のほうでも何らかの対策が必要だということでは考えてはいるところなんですけれども、今の段階ではなかなか打つ手がないような状況になっているところがございます。あくまでも森林というものは市としては保全していきたいというような考えで国土利用計画のほうはつくらせていただいているところがございます。

以上でございます。

○佐藤委員 了解しました。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 今、佐藤委員のほうから話が合った森林のことなんですけれども、5ページですか、景観を創出している平地林はということであって、いるわけなんですけれども、二十数年前から、例えば西那須野地区においては森林がまだまだ残っ

ていたんですけども、もうそれから十数年たってほとんどゼロに近いほど平地林の森林がなくなっちゃったんですね。山間部においては当然森林が残るんですけども、平地林で黒磯の場合も相当の勢いでこれから減少していくんじゃないかという危惧があるわけなんですけれども、西那須野地区の例に倣わないように、残すようにということで、何らかのこれは本当に緊急に対策をとらないと、やはり同じような跡をたどっちゃうんじゃないかなという心配なんですよね。もうあつという間になくなっちゃう。

だから、ある程度ここは残すということで、それは絶対法的に残せるわけではないかもしれないけれども、ここは残す、例えばモデル地区にするとか何にするとか、何らかの市としての動きをして、所有者との間で、残すことを考えていかないと、急速になくなる危険性があるので、そこら辺もこういうところに少し加味してもらえればありがたいと思うんですけれども。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 ただいま金子委員さんのほうからもご提案というような形で、平地林、残せるような形での土地の所有者との何らかの決まり事とかできないだろうかというようなご質問だったと思うんですけれども、なかなか土地の所有者についても、土地の利用というところになると、一概に市のほうでここは使わないでくれというものもできないような状況もあります。

その中で、やはり環境の面で、これは森林ではないんですけれども、希少な動植物、こういうものが植生しているようなところ、こういうようなところはある程度、土地の利用者なんかには了解を得た上で、保全する地域ということで管理などをさせていただく、開発をしないでもらいたいということで了解をもらえるところは幾つかやっぱりあ

るんですが、その中でも、幾ら希少なものが植わっていても、ここは私の土地なんだから、そういうものはできないよと言われちゃうところもあるというところで、なかなかやっぱりこれ条例で決めて抑えるというものもできないものですから、難しい部分ではあるんですが、一つの研究課題ということになってくるかなと思っています。

以上でございます。

○金子委員 了解です。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。
星委員。

○星委員 すみません、3ページなんですけれども、(4)の市土の利用に関する現状と課題の中段よりちょっと下あたり、産業廃棄物の量から一定の社会的責任を果たしたと考えておりと出ているんですけれども、確かにそれはそうだと思うんですね。その続きが、引き続き検討を行っていく必要がありますと書かれています。これ、その検討というのは、いつまでに検討して、どのように今後進めていくのかというところに関しては、この計画の下に来る今度は市の個別計画のほうに具体的に出てくるのかどうかちょっとお聞きしたいんですけども。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 この産廃施設の立地規制ということなんですけれども、これについてはやはりこの前の計画のときから同じような検討課題ということで出てはいるんですが、先ほどの森林の太陽光発電の関係での森林伐採、これと同じように、やはり法的になかなか縛るものがないというところで、市のほうではある程度やはり社会的な責任は果たしているというような判断もある中で、毎年、県、国に対して総量規制というものを何とか法律でもつくってもらえないかという要望を出したり、実際に全国の産廃協議会ですか、こういう

ところなんかにも加盟しながら、できるだけ産業廃棄物のほうも1つの町で担保するんじゃなくて、基本的に廃棄物は発生した町で処理するというのが基本だとは思いますが、そういうふうな状況でもないというところもあるんですけども、総量規制、あるいは現在稼働している廃棄物処理施設とか中間処理施設からの半径何百mとかそういう範囲内での新たな施設の設置についてはちょっと規制してもらいたいとか、そういうような要望を出していると。ただ、今の段階ではそういうような状況になっています。なかなかやはり規制というところまで法律の中ではできていないものですから、縛っていけないというところがあるものですから、そのような状況になっております。

○松田委員長 よろしいですか。

星委員。

○星委員 すみません、もう一つ、13ページなんですけど、やはり(4)の土地の有効利用の促進ということで、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定されることから、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた方策を検討しますと書いてあります。これ確かに所有者の所在の把握が難しい土地って、これって要は例えば東京のほうの人がこちらの土地を買って、代がわりしちゃうとだんだんわからなくなってきてしまうということもあるかなと思うんですね。こういうことというのは年が経過するほど把握も難しくなってくると思うんですが、今後の計画を進める中で、開発に指定された中では土地もやっぱり早目に把握をしながら進めていかないと、進むに進めなくなってしまう場合もあるかと思うんですが、そのあたりはどのように考えているのかちょっとお聞きしたかったんですけども。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 こちらのほうについては、実

際に不動産登記法のほうでもなかなか、人が引越しても、あるいは相続を受けても登記のほうでされていないような土地というものが、実際に開発とかやる場合に法務局のほうで登記を調べたところが、もう全然その人はいないですよとか、そこに住んでいないですよとか、もう生きていないですよというところで、ある程度追っかけていっても見つからないというところがやはり不明になってしまうというところで、国のほうでも公共事業等で実施する場合にある程度の緩和措置というものは考えてはいるというような状況なんですけれども、市のほうとしては、一つ例に挙げますと、ある程度は地籍調査、こういうものを少しずつでもやっている中で、地籍調査をやった時点では、少なくともその時点では所有者確認ができるというような状況まで追いついているものですから、そういうところでの把握をしていくというような、その程度の状況にしか現時点ではできていないのが実情でございます。

○松田委員長 星委員。

○星委員 じゃ、この地籍調査で確認していただける方は、そのまままた継続してわかるように、ちゃんと足取りはつかんでおくということでもいいんですよ、そこは。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 一応地籍調査なんかで調査が済んだものについては、登記のほう、実際には住所がもうかなり10年、20年前に変更になっていたとしても、所有者として市のほうで把握できた方については登記のほうの住所のほうも変更させていただいて、一番最新のデータに書きかえさせていただいているというようなことで、その時点まではまだ把握ができるというところまでは何とか処理できているとは思いますが。

○星委員 わかりました。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。
相馬副委員長。

○相馬副委員長 10ページの地域別の概要で、(2)のフロンティアエリアの一番下の、都市機能の誘導に当たっては、自然環境や農林業との均衡に配慮しながら無秩序な都市的土地利用の規制を図るとともに、農林業施設の調整を図りつつ都市的土地利用への転換を誘導すると、これは規制と誘導するその間にどういうふうな調整を図るといことを考えればよろしいでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 実際にはこのフロンティアエリア、先ほど言いましたインターチェンジ周辺でまだ開発の計画、こういうものは全くないような状態になっていますので、市としてはインターチェンジを利用した立地がいいところということでのフロンティアエリア、開発できるような地域ということで考えてはいるんですけれども、現時点では農地の場合には農地法、こういうものなんかでも縛りがあるような状態、状況になっているということになっています。その中で、ある程度、今度、開発の事業者とか企業誘致なんかやっている中で開発の意思表示、こういうものがあれば、農地法とかで今縛りがかかっている部分について、やはり農地として残す部分、あるいはそのほかに、じゃ企業用地として使う部分、商業用地として使う部分、こういうところの区分けなどの調整というのを図りながらというような考え方で、現時点ではまだそういうような計画がないので、そのままの農振地域であったり農地というような形になっていると思いますけれども、こういう計画が出てくる段階でやはり調整が必要になってくるということで、ちょっと記載のほうさせていただきたいというところがございます。

○松田委員長 相馬副委員長。

○相馬副委員長 恐らく実際、西那須野インターチェンジは、いわゆる一番最初にある都市計画法に基づいてということであれば、準工業地域という用途指定がされている面積が結構あると思うんですね。それを利用規制を図るといふ、規制を図るその規制は、準工業地域という用途指定に対してもし規制を図るとすれば、どういうふうな規制を図るといふふうに考えればいいのか。誘導するのは準工業地域としての用途目的になるような誘導をするということなんでしょうけれども、これを今度は規制をかける、規制をするといふふうになった場合に、どういう規制を、あくまでも農地だった場合の農地法の規制という考えなのか、それ以外に例えば環境であったりとか、そういうものの全ての規制をかけてということになるのか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 ただいま相馬副委員長さんのほうからありましたように、準工業地域ということでの用途指定になっているところについては、やはり誘導についても準工業地域に適した施設ということになります。

もう一つ、インターチェンジ周辺ということ、黒磯板室インターチェンジ周辺のほうもあるわけなんです、こちらのほうは全く用途指定がないような状況になっていまして、現行では農振地域であったり、あとは通常の山林であったりというところで、網がかかっているのは農振地域だけというようなことになっています。その中でもやはり企業の進出、こういうものがあつた場合に、どの辺までじゃ農地として守っていく地域なのか、農業として今後も続ける地域なのかというところでの調整を図って、その網を外すのか外さないのかというところのやはり規制になるのかということ考えています。

○相馬副委員長 わかりました。ありがとうございます

ます。

○藤田企画部長 委員長、1点だけよろしいですか。

○松田委員長 部長。

○藤田企画部長 太陽光の話なんですけれども、ちょっと私のほうからも補足させていただきたいと思うんですけれども、太陽光の設置の事業計画が出てきたときに、普通開発という都市計画法であつたりとかその前段の森林法といったところでの縛りがかかってくるわけなんですけれども、太陽光パネルにつきましては都市計画法は野放図です。都市計画法のかかわりはありません。あとは森林法のかかわりでもって林地開発しますよというようところで、1haを超える場合は許可制。例えばそれが10haとかという規模になったときは、じゃ残存森林ということで30%残してください、あるいは40%残してくださいという、そういう状況になるということなんです、これは太陽光パネルじゃなくて全ての開発に関してそういうことだということの話なんです。

そんな中で、やはり個別法を通して切っちゃうと、要はパネル建っちゃうんですね。なおかつ、都市計画法の絡みが全然かかってこないということになると、要はパネルつくることに関してはハードルが低い、普通の開発より低いというような状態になっていますので、まず市としては、これだけ社会問題になっていて全国問題になっている以上、国に対してそういう実態を声を出して、まず都市計画法の見直しどうですか、少し考えてくださいよという話と、あとは森林法でももう少しハードルを上げていいんじゃないですか、この施設に関してはとといったところのやっぱり要望をほかの市町村と連携しながらやっていきたいというのが一つです。

あともう一つは、市としても、先ほど課長からありましたけれども、景観の保全だとか、そうい

う観点から、いかにして要はその施設を抑制できるかといったところの検討というのも水面下では始めたといったようなところを、ちょっとすみません、補足的に皆さんに情報提供させていただきたいと思います。

そんなわけで、個別法でいいですよと言っているのを、市の条例でだめですよと言ったときに、市の条例は違憲になります。憲法違反になります。そうすると、市の条例でだめだと言ったことによって、要は業者が被害をこうむった場合、損害賠償請求された場合、市はその損害賠償請求に応じなくちゃならないという可能性が出てくるので、そこらのところをだめだと言っているものを条例で規制するというのは現実的に難しいということで、やっぱりこっちの大もとの法、法律をどうにかしてくれというようなところでやっぱり国、県に声高に連携しながら言っていくといったところがまず一番手っ取り早い対応策かなというふうに思っているところでございます。

○松田委員長 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第38号 国土利用計画那須塩原市計画につ

いては、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

続いて、議案第39号 第2次那須塩原市行財政改革推進計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小泉課長。

○小泉企画政策課長 (議案第39号について説明)

○松田委員長 それでは、委員会の途中でございませけれども、昼食のため休憩をいたします。時間は1時再開ということでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時57分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど2次那須塩原市行財政改革推進計画について説明がありましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。
星委員。

○星委員 14ページの個別シートなんです。改革により期待できる効果というところで、公平性の確保と書いてあるのですけれども、この公平性の

基準というのはどのように決めていくのかをお聞きしたいんですけども。公平性というのは何をもって公平性というものなのか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 14ページ補助金等の適正化というところで、29年度から実態調査を含めたなかで市単独補助金の見直しですね、こちらに取り組んでいきたいというところでの公平性の確保ということなんですけれども。これについてはですね、既に平成24年のときに見直しをやってから、ことしで5年、6年経過しているという状況の中で、よく議会の一般質問等でもありますように漫然と補助金を出しているのではないかというような意見等もあります。こういうなかである程度は実態調査、事前評価、基本的にはですね、第三者委員会というものをつくったなかでというような考え方も現時点ではある中で、意見をもらった中で、公平性というものを担保していければということでの公平性の確保ということでの考え方です。

○松田委員長 よろしいですか。

星委員。

○星委員 今までは第三者委員会というのはなくて、これから見直していく中でその第三者委員会をつくってやっていくということでもいいんですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 ちょっと私も、24年のときのこの市単独補助金見直しのやり方はどのようなやり方をやったかというのは、ちょっと私もわからなくて申しわけないんですけど、それ以前、合併前に、やはり黒磯市の時代に市単独補助金の見直しをやったことがありました。そのときには、やはり第三者委員会という形のほうで、大学の先生、ちょうど那須大学というものができたばかりだったものですから、那須大学の副学長さんに委員長になっていただいて、そのほかに民間の方である

とか、多分そのとき、あとは会計士だったかなと思うんですけど、ちょっと記憶は定かじゃないんですけども、そういうような形で、市の職員じゃないところでの組織というものをつくりまして、市のほうから補助金の内容、妥当性があるかどうかという説明、こういうものを含めた中での判断をしていただいているというものがあります。

また今回も、29年以降についても、何らかの形でちょっとそういう委員会も必要じゃないかということになってはいますが、これは来年度以降組織をつくって検討していくということになっているものですから、現時点ではまだ、じゃ、どういうメンバーでということまでは決まっていないような状況です。

○松田委員長 ほか、ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 18ページのスクラップ・アンド・ビルドの推進ということで、改革の方針の中で、出口戦略とか撤退戦略、まさにそのとおриだと思うんですけども、その辺どのように考えているのか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 18ページのスクラップ・アンド・ビルドの推進ということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、やはりこれから人口も少子化、高齢化ということで人口が減っていくというような中での財源、財政の確保というような観点からも、今までのように事業——事業を立ち上げるのは今までも、どこでも立ち上げるんですけども、じゃ、何年間この事業をやったら終わりにするんだよと。補助金にしても、何年間補助金を出したら終わりにするんだよと、そういう出口、最終的な年度というものを決めないでやっていて、なかなか最終的なところが決まっていけないので、いつになっても担当者がかわってもやめられないというような今までの行政の実情とい

うものもありまして、新たに事業を今度起こしていくに当たっては、最終的に、じゃ何年間でこの事業は、効果があるかないかというところを判断して、最終的な目標年度というものを決めて取り組んでいこうということでの出口戦略というようなところですね。

それ等含めて、現在やっている事業についても、じゃ、最終的にはどこまでの目標になったら事業をやめるかと。やめなければどんどん事業がふえていくだけということで、財政的にも追いついていかないというような状況になりますので、そういうようなところで、今回の5年間の中ではスクラップ・アンド・ビルドの推進というようところで、そういう目標を設定しての事業の取り組み方というものを進めていきたいという考え方のもと、事業に上げているところでございます。

○松田委員長 ほかどうでしょうか。

金子委員。

○金子委員 7ページなんかにもある指定管理者制度の推進ということで、非常にこれ自体は効率化ということで、いいことだとは思いますが、指定管理とかになった場合に、現場をどういうふうに、じゃ市が監督というか、見ていくかも。任せるのには限界があると思うんですね。そういうのをどこまでその監督していくかということが。

こないだから私も一般質問で2回ほど、その現場にどこまで入っていけるかということで質問はしているんですけども、別な問題、例えば図書館にしても指定管理者になった場合にその中身をどうしていくか。任せきりにしていたら、要は効率的とか、本を並べる、きれいに並べるとか、そういうことだけに終わってしまうことだってあり得る。そういう中で、市民のために、市民が向上するためにどういう本が必要とか、そういう中身の問題を監督するには相当の、中に入って、

そして一緒になって見るということもあり得ると思うんですね。児童クラブなんか果たしてそれに該当するかどうかわからないけれども、ああいいうものでも、本当に児童クラブで子どもたちをいかによく育てていくかというところは、本当にちょっと油断していると勝手に、適当にというか、そういうことだってあり得ると思うんですね。その辺のところをどういうふうに職員があれしていくかというの、ちょっとだけ聞きたいんで。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 まず、指定管理については、現在28年度現在で62の施設が指定管理になっています。

この中で、やはり図書館であったり観光施設であったりというところで、いろんな種類の施設が指定管理になっているわけなんですけれども、まず指定管理に当たっては、事業者が応募に当たって、まず標準的な仕様書、最低この仕事をやってもらいたいという仕様書があります。その仕様書をもとに、今度は指定管理の応募する団体のほうで、じゃ、この仕様書以外にこういうものもプラスしてやりますよというところで上がってきたところ、そういうところで、実際には選定する際に、サービスの向上であったりというようなところで、その評価が上がっていくというような形で、最終的にその評価の一番高かったところと契約をしていく。また、実際に指定管理始まってからについては、毎月報告をこれ出してもらうことになっているのは、初年度の報告というのは毎月になっていると思うんですけども、そのほかに、年に1回か2回、立ち入りでの検査というものもありますし、また、先ほど金子委員さんおっしゃったような図書館の場合、教育委員会の図書館協議会という会議にも館長に出させていただいて、図書館協議会での意見等も直接そのことで館長のほうに伝わる

ような形をとっているということもお聞きしていますので、市のほうのかかわり方としてはまるっきりもう預けっ放しじゃなくて、そういうようなところである程度運営についても検査をしているというふうに考えております。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今回の7ページなんですけれども、現状としては指定管理者導入の成果が十分に上げられていないものが見受けられるという、その62施設の中にそういうことが現状では見受けられると。あるべき姿としては、効果的、効率的な市民サービスの提供が実現されているというような部分で、問題は改革の方針の中で、今回その目標に掲げている利用料金制の導入ということで、これ、私は常に思っていたことが今回やっと実現というか、こういう計画書に載ってきたということで、やっぱり指定管理を受けた側としては、当然指定管理料だけで運営していくということで、時によっては、特に塩原温泉街、あるいは板室温泉街、観光地にとってはその利用者が市外の方が多いということで、やはり観光行政的な指定管理を受けた方々は、やっぱり内外から来た人の接客とか、あるいは積極的に利用料金を上げようという意欲が指定管理だけではなかなか生まれてこないというところの中で、今回利用料金制、その利用料が指定管理者に入るということになれば、当然サービスも向上して、一人でも多くの利用者をもうければ自分の利益になるというようなシステムが、非常に私は、やっとここへ来てくれたなというところなんです、この辺の掲げた目標の中で、どのぐらいの成果が上がるというふうにお考えでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 ただいま指定管理の中での利用料金制導入の成果というんですか、効果という

ところだと思うんですけども、実際には今まで指定管理の中では利用料金制というのはとってなくて、指定管理料で運営してもらったと。今までの状況を見ますと、利用者が減少しているところもあるんですけども、利用者が減少しているというのは数字に出てきているというところもありまして、今回この利用料金制の導入、29年検討、30年が例規整備、31年制定ということになっているわけなんです、ちょうどこの32年から、先ほど齋藤委員さんのほうでもおっしゃっていたように、塩原地区の観光施設、それと板室の観光施設、グリーングリーンですね、それから鳥野目の河川公園、こういう利用料金制をとればある程度今度は収入が見込める、収入を見込んだことによって事業者側にインセンティブが発生するような、そんなような施設がちょうどこの切りかえ時にあるということで、今回、通常ですと5年間の指定管理というものを結んでいたわけなんです、塩原の観光施設については3年間ということで、29、30、31の3年間、指定管理、通常のものでやって、今度の切りかえのときには利用料金制でできるような形のスケジュールに合わせたというところで、少なくとも使用料というんですか、料金が自分のところに入ってということになってくると、利用者がふえて料金がふえればふえるだけ、それだけ収入のほうに、事業者のほうの収入に上がっていくのかな。ただ、それに対して、ある程度やっぱり市のほうでも管理料のほうで、じゃ、どこまで収入が見込めるのであれば、指定管理料もこの辺までに抑えられるかなというところの判断をしなくちゃいけないというところもありますので、実際には、じゃどのぐらいふえるかどうかというのは、まだ試算等をしていないものですからはっきりわからないんですが、少しインセンティブを

つけてあげれば、もう少し利用者がふえるという
ような施設もあるのかなということで、29年検討
という形で入りたいと思っていますところ。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、課長から説明があったように、本
当にこの指定管理をする、そして5年から3年に
いくというところが、また意欲を湧かせるんでは
ないかなというふうに思うんですね。

1つの心配というのは、やっぱりその利用料
金が、利用料金制をもって指定管理者に入ってい
くということと、先ほど説明があったように、
その兼ね合いの中で、確かに市としては難しいん
でしょうけれども、今後指定料金を今度極端に下
げて平均に合わせると何の意味もなくて、また意
欲を失うという部分が発生するので、その辺は十
分に考えてやっていただければというふうに思い
ます。

以上です。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。
佐藤委員。

○佐藤委員 同じところなんですけれども、前回も
お聞きしたんですけれども、その指定管理者制度
導入するに当たってはそれはいいと思うんですけ
ど、その選定のほうの、今まで点数制度ありまし
たよね。その配点について、そのまま引き継ぐの
かどうか。その辺の見直しはかけられているのか
どうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 一応選定についての配点、こ
ういうものも、実際に那須塩原市になって指定管
理者制度、始まってから10年がたっている中で、
今まで見直しがほとんどされていなかったという
ところもありますので、ここについてもやはり見
直しというものは必要ではないのかなという部分
では考えているところがございます。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それでいけばやはり配点の方法で、30
点、40点、30点でやっていますよね。当初の70点
で6割超えた人が次のステージに進めるというこ
とだったんですけれども、たとえ進んでもサービ
スが悪くて、前回もお話したんですけど、料金
だけが安くなれば当然通る可能性ありますよね。
そうして会社の力とサービスですか、そちらのほ
うが第1ステップですか、そちらになっていたも
のですから、その辺気になったものですから、そ
ういうふうに聞いたところ。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 一応今までの評価で、今年度
もそうなんですけれども、サービス面、あとは経
営管理面ですか、管理面というところでまず7割
の配点があった中で、基準を満たしているところ
がさらに、今度は金銭的なところというような形
の考え方でいたんで、最終的にはトータルになっ
てしまうんですけれども、まずは価格ありきじゃ
なくて、先にサービスのほうが標準以上に出ると
ころというところでの線引きをさせていただいて
から、価格の部分の点数をプラスして、トータル
の点数という評価でやっていただいていたわけ
なんですけど、中身の配点等についても今後、ちょ
っとまた再度検討させていただきたいと思ってい
るところでございます。

○松田委員長 よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 次の議案40号で出てくるんですけれど
も、市の公共施設等総合管理計画とも密に施設が
絡んでいますので、その辺の整合性というか、や
りとりというのはどういう形ですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 指定管理を行っていく施設、
これにつきましては、公共施設等総合管理計画の

中で、最終的には統廃合、あるいは縮小とかいう中で、将来的にまだ統廃合までやらなくて運営していくところについて、現時点では指定管理で運営のほうを任せていくというような、そんな形の考え方で指定管理を進めていると。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 4ページの改革の柱の(2)持続可能な行政運営というところで、最終的に財政基盤の確立をするということで、それには負担軽減、要は税金の歳出の負担軽減ということなんだろうと思うんですが、そしてそこに公平・公正な使用料・手数料のあり方の検討というふうになっておりますが、使用料・手数料のあり方の検討というのは、使用者、それから利用者の負担を増にするという部分に受け取ってしまうんですが、そのあり方の検討というのはどのようなあり方の検討をするのでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 受益者負担のあり方の検討というところなんですが、個別シートでいきますと13ページ、こちらのほうに受益者負担の適正化というような項目がまずあります。その中で、使用料・手数料の見直しというものを考えていると。

受益者負担のあり方というものは、実際には使用料を計算するときに原価計算という形のもので計算をしていっている部分ばかりではないものですから、実際に使う段階で、これぐらいの経費がかかる施設なんだよ、そういうところに、じゃ、個人負担として幾らもらったらいいんだろうかというところの計算をまずしていくというようなところが、この受益者負担のあり方の検討ということで、施設によっては利用料が上がって、使用料が上がってしまうものもありますし、逆に下がってくるところもあるのかなというところも考えているところです。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう1点、税収の確保というふうなことでありますが、この税収の確保の中に、法定外というものを導入するかどうかという検討はこの中でされたのかどうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 税外収入ですね、法定外のものという部分だと思うんですが、それについては、個別シートの15ページ、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、税収の確保というところでは、市税の収税対策の強化ということで、今後の分について税収のほうをやはり上げていかなくちゃいけないというものが1つあります。

そのほかに、一番下に債権管理関係条例の制定というものがあるわけなんですけど、これについては税外収入ということになります。というのは、税の場合ですと、ちょっと何年か私覚えてなくて申しわけないんですが、最終的に何年かたつと不納欠損という形で落とすことができるんですね。

この債権管理関係条例の制定というものでちょっと考えているものについては、その税外収入、これについては民法上であるものなものですから、税のように何年か過ぎたら不納欠損ということができないというようなもの。実際には裁判所まで上げて、そこで、もちろん議会の同意も必要なんですけれども、議会の同意も得て裁判所まで上げて不納欠損とかそういう処理をしたりとか、ちょっと手続が不備になってしまうというところで、ほかの町の場合、条例化をしたことによって、議会なんかにも報告を進めた中で不納欠損扱いをやっていくというようなものもあるということを知ったものですから、それについてはすぐにはできるとは思いません。もちろんこれは議会の同意というのもやっぱり必要になってしま

ますので、条例化の検討ということにはなっていますが、その中に市営住宅の使用料であったり、水道料であったり、保育料、給食費、墓地使用料、こういうようなもの、これについては税外収入というものであるものですから、この辺についてはちょっと対応というものを、実際には不納、納められていない部分、滞納になっている部分をどうしていくかというところでの考え方で、ちょっと進めていかなくちやならない。

それと税外収入、新たな税外収入ということだと思んですが、これについては、やはりどんなものが収入として考えられるかというところも含めた中で、今後やっぱり検討していく部分になってくると思いますので、まだ今の時点ではどういうものという想定まではしていないような状況になっています。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

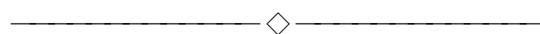
○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第39号 第2次那須塩原市行財政改革推進計画については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第40号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続いて、議案第40号 那須塩原市公共施設等総合管理計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小泉課長。

○小泉企画政策課長 (議案第40号について説明)

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの説明の中に、22ページからずっと35ページまでかかってくるわけなんですけれども、試算の中で、平均すると1年43億円ほどの資金、財源が不足するというので、その対策的に順次こう34ページから幾つかの、3つの施策の中で削減を25%していく中で、42.8億円が削減になって、その数字には帳尻が合ってくるという、今、ご説明をいただいたんですね。その施設の中には、310施設をそういうふうに25%削減したことによって、こういう数字が回ってくるという説明はよくわかったんですけども、それではその削減した中で、市民に与える影響というか、そういう部分というのはどのようにお考えでこういうふうに設定してきたのでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 市民に与える影響ということなんですけれども、施設によっては、今、310の

施設ある中で、全てを25%削減するということがなくて、実際にはこの後ろの一覧表なんかもごらんいただくとわかると思うんですが、26年度末でまだ市で持っている施設、例えば塩原クリーンセンターであったり、塩原文化会館であったり、黒磯の埼玉の清掃センター、もう既に廃止にはなったんだけど、施設としてはまだ解体しないで残っているというところについては、やっぱりこの辺に維持費用もかかっているということで、かなり施設的には大きい施設なので、うまく解体する費用を捻出できれば、その分でかなりのパーセントは落ちるのかなというところの考えもあります。

また、あとは学校の統廃合によりまして、金沢小学校、寺子小学校、穴沢小学校、戸田小学校、こういうところも廃校になっています。まだ市の管理であるうちについては、市で維持管理費がかかってくると、もちろん建てかえというのはないとは思われますけれども、維持管理費がかかってくるというところを、解体するなりほかにもう貸し出すなりという形で、もう市の管理じゃない部分にすれば、その分もまた延べ床面積としてはマイナスになるというような考え方で、市が直接維持管理をやらなくなることによるマイナスというところなものですから、実際に今ある小学校をじゃ25%小さくするかというと、それはできないというところなので、可能なものから、しかももう来年から43億円がマイナスになるということではないので、計画的にやはりやっていかななくちゃならないというところでの考え方で、今後やっぱり計画をつくっていかななくちゃいけないという部分になってきます。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。

今、言われたように、現に合併してからの既存

の施設が、使われていない施設が大半、この削減効果の中に含まれているというようなご説明をいただいたので、了解しました。

○松田委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今回の関連なんですけれども、当然保有総量が25%削減と、あと長寿命化が20%ということで、それで帳尻が合うということなんですけれども、それで今、費用はもちろん年間43億ですか、それが一気にマイナスということではないんですけれども、タイムスケジュール的なものはもうきっちりできているんですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 まず、タイムスケジュール、こういうものも含めた中で、やはり検討していかななくちゃいけないというものもあります。その施設によっては、まだ建てたばかりの施設もありますし、もう既に更新の時期を迎えている施設もあるというところで、既にこの総合管理計画をつくる前に個別に、保育園整備計画であったり、小中学校の統廃合計画であったり、もう先に先行してつくっている計画もありますので、そういう中でやはり整合性というもの等もやっぱりあわせながら、全体的な計画をつくっていかななくちゃいけないのかなと思っております。

〔「よくわかりました。了解」と言う人あり〕

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

金子委員。

○金子委員 この施設の中で、那須野が原ハーモニーホールはどうして入ってこないのか。私は、このハーモニーホールについては、那須塩原市の施設というふうな考え方をしているんですか。

○松田委員長 佐々木係長。

○佐々木行政経営係長 委員ご指摘の那須野が原ハ

一モニーホールでございますけれども、那須塩原市の条例に基づいて設置されている公の施設ではあるんですけれども、市として直接維持管理をしているということではなくて、大田原市と共同でやっています、大田原市にお金を拠出して、そこから指定管理としてやっているというところがあります、市として全体的な直接管理をしているものではないというところもあります、今回の施設の一覧のところからは外させていただいたという経過がございます。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 それはわかるんですけども、そうすると那須野が原ハーモニーホールが、那須塩原市の施設でないみたいに考えがちとか誤解しがちとかさうなるから、できればこういうものは、本当はこの全体の半分をこういう計画に入れるといいと思っているんですよね、何事においても。だから、今後そういうことも考える必要はあるのかなと思っているんですけれども。

○松田委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 確かに、市としてお金をかけている、当然市民も使う公の施設として位置づけているところでもございますので、その施設のあり方については、この計画に準じた形で、当然大田原市と共有をしながら、今後の方向性というのは当然詰めていきたいというふうと考えております。

〔「わかっているので結構でございますが」と言う人あり〕

○松田委員長 よろしいですか。

〔「終わりです」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

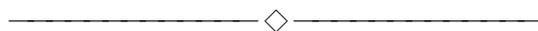
○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第40号 那須塩原市公共施設等総合管理計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

小泉課長。

○小泉企画政策課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

星委員。

○星委員 36ページの経営総合調整費の2001事業なんですが、外部専門家招聘アドバイザーということで、朝比奈氏をアドバイザー、NPO法人地

域から国を変える会の朝比奈氏ということで説明は受けていたんですけども、例えばこの方にはもう数年にわたり、やはりアドバイスを受けております。それで、昨年28年度もまちづくり事業推進委員費ということで、ふるさと寄附ということで365万円がありました。その実績を評価しての今回の招聘になったものかどうか、まずお聞きします。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 この朝比奈さんに対しては、平成25年度から、実は、このガイド専門家アドバイザー業務ということでお願いをしているところでございます。今、25年から27年につきましては、特別交付でというものも活用しながらお願いしていたところでございます。その中で、やはり、継続して市に対してのアドバイスをいただくためには、やはり、毎回新しい人じゃなくて、市の内容も熟知したような状況もあるということで継続性も考慮した中で、29年度予算のほうを計上したところでございますけれども、28年度、総合計画であったり、まち・ひと・しごと総合戦略、こちらのほうについてもアドバイスをいただきながらやっていたというところが、計画の策定が終了したというものもありまして、今回、予算については28年度の半分の予算という形での計上ということで、継続性を考慮して、また引き続きお願いしたいということで考えているところでございます。

○松田委員長 星委員。

○星委員 そうしますと、やはり、かなりいろんな分野でのアドバイスもいただいていたということだと思うんですけども、例えば、前日とはまた異なった部分、去年とはまた異なった部分での今回はアドバイスだったということなんですけれども、ほかに選択肢という部分では検討はしなかったのかどうかをお聞きします。

○松田委員長 企画部長。

○藤田企画部長 要は、朝比奈さん一辺倒だというようなどころのご質問だと思うんですけども、そちらについては、私、議案質疑の中でお答えさせていただいたと思いますけれども、やはり、この人をアドバイザーとして我々が使うことによって、市にとって益があるから使っているというようなどころでございます。

課長も、私も、要は、私は特に議案質疑ということで、ここは常任委員会なので、少しぶっちゃけた話もさせていただきますけれども、額面どおりの答えしか今までできていないというのが正直なところでございますが、なぜ、この人を我々として人選しているかというところの一番大きなところは、例えば、ミニ企業誘致かもしれませんけれども、要はサテライトオフィスをどうにか持ってきてみたいといったときに、我々だけじゃ、要は相手方、どうやっても見つからないですよ。要は、どうやって相手に仕掛けていくかもわからない、そういうときに、その朝比奈氏のネットワークをもって、じゃ、こういうところとこういうところにアプローチしてもらって、実際持ってきてくれるんですよ、市のところに。こことこことここが要はぴくぴくしているから、そこに市、プッシュしなさいよと、でも、私も一緒になって、要は、そのプッシュ材料をつくってやりますからというようなところで、そういうところのアドバイスなんですよね。

なので、これは、100と出るかゼロと出るかわからないことなので、要は、なかなか、どういう成果があるんですかと言ったところに対して、きちんとしたご説明はできないんですけども、そんなもの、SOHOオフィス、サテライトオフィス、あとは、駅の西口、那須塩原駅ですね、あれも、こんな状態でいいですかという前段で、どこ

かデベロッパーで一緒になって計画つくってくれ
そうなどころないですかというところで、鹿島だ
とか、そういうところにプッシュしてもらって、
じゃ、鹿島のほうが少し色気出したので、一緒に
市も行って、プッシュしましょうみたいに、そん
なような営業を仕掛けるための、要はアドバイス、
相手を見つけてもらうアドバイス、さらに、もう
1個言わせてもらおうと、今、現実的にいろんな市
で動き出しているところの企業版のふるさと納税、
こういうものに関しても、うちとしては、ぜひ活
用していきたい。要は、新たなメリットというの
をどんどんつくっていききたいですから、要は、既
存である事業に、どうにか企業のほうのふるさと
納税使えないかというような話で、ちょっとそう
いうものに興味もあるような企業を紹介してくれ
ないかという話をしたら、それはそれで、また向
こうから、こんなところが那須塩原市に興味を持
っているの、1回一緒にお話ししましょうとい
ったような話になって、実際、1回目の下話はし
ているような話なんですね。なので、このアドバ
イザーの金というのは、我々、額面上の話で、こ
ういう施策を調査研究するのにアドバイスをもら
っていますよと言っていますけれども、どちらか
というと、そういうんじゃないかと、一緒に市の、
悪いかもしれないけれども、まちづくりをやって
くれる相手方を紹介してもらっているというと
ころに対する謝礼といったのが実態です。

なので、これは、要は、常任委員会の先生方な
ので、私のほうも話してしまいました。きょう話
すことに当たっては、副市長にも了解をもらって
話していますけれども、そういうことなので、要
は、すみません、ああいう議案質疑のときは額面
上の、これとこれとこれをテーマとした調査研究
のアドバイスをもらうんですというような話しか
できませんけれども、実態としては、あの人のパ

イプを使って、いろんな、大手企業だとか、そう
いうところを紹介してもらっていると。そして、
そこに、うちがまちづくりを売り込むと。向こう
が脈をびくびくとすれば一緒になってやるという
相手探しのところでの費用なんだというようなと
ころで、ここの委員会の先生方をご承知いただけ
れば、私としては大変ありがたいなというふうに
思っています。

○星委員 わかりました。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 同ページ、36ページです。那須地区広
域の行政費で負担率ありますけれども、これ、負
担割合はどのようになっているのでしょうか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 負担割合については、那須地
域の大田原市、那須塩原市、那須町、3つのまち
があるわけなんですけれども、均等割がまず10%
と、残りの90%が人口割という形になっています。
均等割が10%で人口割が90%というような形で、
那須塩原市の負担分がこの総務費に限っては
6,035万3,000円と。

ちなみに、参考までに大田原市が4,026万3,000
円、那須町が1,585万2,000円ということで、その
割合に応じて負担するとことになっております。

○佐藤委員 了解です。

○松田委員長 よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。

副委員長。

○相馬副委員長 37ページの中段、指定管理者制度
管理費ということで、前年比25万9,000円の減額
ということですが、これについては、審査をする
件数が減るという説明だったんですが、割合どお
り3分の2に減るという計算でよろしいのか、数
が減るのか、それとも規模が減るのか、ちょっと
説明いただければ。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 実は、平成28年度、今年度については指定管理対象施設が10カ所あったところが、来年度、29年度については6カ所に減ることに伴いまして減額になると。これについては、税理士さんのほうに実際に経営状況のほう、審査のほうをしていただくための委託料という形になります。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 委託先は税理士さんということでよろしいですか。

○松田委員長 小泉課長。

○小泉企画政策課長 一応、税理士さんなんですけれども、実際には、代表監査委員をやっている方が税理士もやっているものですから、その方をお願いしているということになっています。

○相馬副委員長 了解です。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。
星委員。

○星委員 37ページの移住・定住促進事業費の新規の移住・定住シティプロモーションの詳しい内容を教えてください。

○松田委員長 それは、シティプロモーション課で話を聞いてください。

○星委員 シティプロモーション課だ。すみません。失礼しました。

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

15分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○松田委員長 すみません。委員会を再開します。

◇

◎その他

○松田委員長 企画政策課の所管の審査事項は以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、企画政策課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

では、17分ぐらいまで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時18分

○松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。



◎シティプロモーション課の審査

○松田委員長 ただいまからシティプロモーション課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○松田委員長 それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小出課長。

○小出シティプロモーション課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりました。

委員から質疑、ご意見等をお受けします。

副委員長。

○相馬副委員長 22ページの一番下から2行目、ホームページバナー広告収入というのは、来年度も今年度と同様ということでよろしいですか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 同様の収入を見込んでおります。

○相馬副委員長 広告主も同様ということでよろしいでしょうか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 広告主は、継続的に何年も掲載していただいている方もおりますし、単発的にスポット的に何か月間という形で掲載されている方もいらっしゃいまして、その辺はいろいろございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 じゃ、もう一点、お伺いします。

38ページの、2款1項8目の地域おこし協力隊負担金補助金、交付金補助金の活動支援費412万でございますが、これは先ほど、事務を簡素化するために一括で渡しているというようなことだったんですが、単純計算すると4人で一人103万円分ということになると思うんですが、103万円を一括で渡しているということによろしいでしょうか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 経験年数によりまして、活動費としてもらえるもの、お渡しできるのも隊員によってさまざまですので、確かに4人で一人頭にすれば100万という形になるんですが、一年間、来年継続する隊員もいますし、半年で終了する隊員もおりますし、新たに半年で隊員となる方もおりますので、その辺のところにつきましては、その隊員の経験年数、任期、年期の期間によりましてばらばらとなるということでございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 そうすると、その活動支援費、活動支援費の補助をする内容は、活動の内容はどういう活動なんでしょうか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 具体的には、旅費ですとか、あとはさまざまな消耗品ですとか、あと、住宅の費用、おおむね1人当たり5万円程度、住宅費用という形で見ておりますので、それ

を、今まではこちらでお支払いしていたんですが、来年度以降は、それをお渡しして、直接入ってもらうという形で考えております。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。
金子委員。

○金子委員 今のところで、起業支援というのは、起業しなければなくなっちゃうということかな。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 もちろん、そのとおりです。起業した場合に、国から支援がいただけるということで、それは隊員の自由です。

だから、それにつきましては、今後も隊員とよく相談して、起業するのもしないのか、する場合にはこういう支援をしますよというところで詰めてもらいたいと思います。

○金子委員 わかりました。了解です。

○松田委員長 ほかないでしょうか。
齋藤委員。

○齋藤委員 39ページの行政情報システム管理費で、今回、新規事業として、ビデオ会議システムクラウドあるいはビデオ会議のシステム用の機器の購入の予算が出ておりますけれども、先ほどの説明では、3つの庁舎間の打ち合わせ等も容易にできるようになるということなんですけれども、特に多分災害等、特に塩原支所に関しましては、寸断をされたというのが、一昨年9月の台風でも現に出まして、そのときに、県から出されている雨量情報等が、やっぱりいろいろ混雑して途中ストップしたり、そういう情報が断ち切れに、ライフラインではないんですけれども、断ち切れになったという部分があるんですね。

こういうシステムに関しては、そういう危険性というのは全然ないものなんでしょうか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 基本的には、こちらのシステムについては、インターネット回線を利用するというものですので、通信回線が消えるとか、あるいは停電になってしまうとか、さすがにそういった場合にはちょっと利用できませんが、それ以外の状況であれば、十分に利用できると考えております。

こちらのシステムの導入に至った経緯につきましては、委員ご指摘のとおり、一昨年の塩原地区に相当の雨が降って、いろんな対応をするのに、なかなか具体的にその塩原地区の様子が本庁の本部でつかみにくかったというところの反省点を踏まえまして、テレビ会議室があれば、面と向かっていろいろな情報共有ができるというところで、今回、導入しようということが大きな導入の理由になっております。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それで、3つのラインでつながるので、例えば我々の皆さん持っている携帯等がもう全て寸断されてつながりにくいということは、何時間もつながらなかったという、そういう弊害も、一気に集中した情報をとるために皆さんが、そういうことはないということよろしいんですか。

○松田委員長 小出課長。

○小出シティプロモーション課長 災害時に想定されますのは、携帯なんかの無線関係のところにつきましては集中されるということでありませけれども、こちらの基本的には有線回線を想定しておりますので、よほどのことがない限り、そういった回線がパンクといったものについては想定されておりませし、庁舎間は非常に太いネットワーク回線で結ばれておりますので、一般家庭よりは、その辺のところは強化された対策によってできるとは考えております。

○齋藤委員 了解。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

シティプロモーション課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 以上でシティプロモーション課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎秘書課の審査

○松田委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

秘書課長。

○磯秘書課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 30ページ、市政功労者等表彰費として、受賞者記念品と市長特別賞メダルとありますが、

これは受賞者と市長特別賞の対象はどういう方が対象になるのですか。

○松田委員長 秘書課長。

○磯秘書課長 市政功労賞のほうの受賞者につきましては、各団体の在職年数によりまして各部から推薦をいただいて、その後、市政功労者の表彰の審査委員会のほうを開きまして決定しているところです。

市長特別賞につきましては、全国レベルの規模の大会で優勝された方を対象にしております、そちらにつきましては、市長のほうから特別賞というふうなことで、個別に、特にいつという時期は決めずに、その都度特別賞の授賞をしているというふうなことです。

○佐藤委員 わかりました。じゃ、もう一回。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 39ページ、国際交流費、1001事業で、国際交流員の人数はわかるんですけども、外国人生活相談員の方は、どこに何名いらっしゃるんですか。

○松田委員長 秘書課長。

○磯秘書課長 外国人生活相談につきましては、毎週金曜日に西那須野庁舎で実施してまして、2名の相談員で対応をしているところです。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 40ページの国際交流費の中の新規事業で、リンツ市の姉妹都市提携の1周年記念事業に関して、この木版画展覧会とした理由と、あと、この内容についてお伺いします。

○松田委員長 秘書課長。

○磯秘書課長 こちらの木版画展につきましては、昨年の6月にリンツ市と姉妹都市提携をした際に、リンツ市の市長さんのほうから要請がございまして、リンツ在住の版画家がいて、これまでほかの姉妹都市でも木版画でもやっていると、ぜひ那須

塩原市でも木版画展のほうを開催してもらえないかというふうな要請に基づいて実施するものでございます。

内容としましては、ことしの7月15日から23日までの9日間に那須野が原ハーモニーホールにおきまして、版画展のほうを実施するというふうな予定でございまして、初日の7月15日には、交流のレセプションのほうを予定しております。

また、子ども向けの版画教室というふうなワークショップのほうも計画しているところです。

○松田委員長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この木版画の展示する人の内容というのは、どなたのものをあれするのか、今、子どもさん向けのこういうものも展示するんでしょうけれども、メインとなるようなものもあるんでしょうか。

○松田委員長 秘書課長。

○磯秘書課長 木版画展のほうは、リンツ市在住の芸術家で、お名前がフェーリックス・ディークマン氏という方です。

木版画のほうも、今回の日本での展示会に合わせて、日本を題材にした木版画のほうも作品のほうを準備するというふうな申し出もありまして、30点ほど展示を予定しているところです。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、市の所有している木版画もありますよね。そういうものは展示しなくて、今、言われたフェーリックスさんのものだけの公開のものなんでしょうか。

○松田委員長 秘書課長。

○磯秘書課長 そちらの版画展のほうなんですけれども、主催を市の国際交流協会のほうにお願いするというので、交付金で予算計上しているところです。

姉妹都市を提携したということで、できるだけ市民の方との交流を深めていただきたいということもありまして、国際交流協会のほうにお願いをしまして、あわせて文化協会のほうのお手伝いもいただくということで、そういった中で、市民交流を図るために、文化協会の方の作品も何点かあわせて展示するというふうな予定で進めています。

また、リンツについてのPRもということで、パネルなども展示したいというふうなことで考えております。

〔発言する人あり〕

○松田委員長 いかがですか。

金子委員。

○金子委員 じゃ、1つだけ。

39ページの外国人生活相談員の予算は幾らなんですか。

○松田委員長 磯課長。

○磯秘書課長 外国人生活相談員につきましては、非常勤特別職ということで日給が7,400円で措置しております。それが2人分で、毎週金曜日で1年間とるということになります。

○金子委員 わかりました。

○松田委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

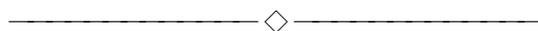
議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

秘書課所管の審査事項は以上となります。



◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○相馬副委員長 委員長。

○松田委員長 (優良企業への市の表彰について)

○松田委員長 そのほか、何か委員からございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、秘書課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時15分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎市民協働推進課の審査

○松田委員長 ただいまから市民協働推進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◇

◎議案第41号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、議案第41号 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

○室井市民協働推進課長 (議案第41号について説明)

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいですか。

何かございませんか。

金子委員。

○金子委員 12ページで、四角の中に市職員の女性管理職の割合というのがあって、課長以上で8.2%、これは那須塩原市ですか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 こちらは那須塩原市の状況について記載してございます。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 これをどういうふうに考えているのかということ。どうですか。多い、少ないというか、

そういう判断というか。

○藤田企画部長 今、ちょっと数字を見つけている間の話なんですけれども、やはり女性の社会進出というところが言われて久しいところの中で、女性活躍推進法なんていうのも施行されているということで、働き方改革なんていうところでも、政府も一生懸命力を入れてやっているところなんですけれども、この女性の管理職の割合というところについては、向こう10年間くらいはやはり徐々にしか上がってこないかもしれないんですけれども、あと20年たったら、逆に男性の管理職割合の目標値をつくってくれみたいな話に市役所がなくなってしまうかなというような状況です。なので、今、ここで、やはりこの10年くらいの中で、女性の管理職登用というところなどが一つのテーマになっていますけれども、あと20年後、今から20年くらいたってしまうと、逆に女性のほうがいっぱい職員も多いし、優秀な方がいっぱいいるので、もう少し男性の管理職をふやしてよみたいな話になってしまう可能性もあるかなというようなところも想定されますから。今、数字を見つけていますので。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 部長、今までずっとこれをやってきて、すごいと思っていたんですけど、それに関してはすごくない。というのは、20年前に私は西那須野町の時代から、これずっと言ってきたんです。管理職がいかにも少ないということで。議会でも女性はゼロか1人ぐらしかいなくて、ずっと言ってきて、20年たってもそんなに変わっていないとか。それで、これから10年、20年たってもさほど多分、少しは、8.何%が10%ぐらいにいくかもしれないけれども、今のままではそのぐらいしかいかないのか、これはもう少し何とか、女性のための研修はやっているようなんですけれども、

研修だけじゃなくて、やはり何というか、ここで言っている政策決定、方針決定過程における女性というのは、やはり女性が50%いるわけですから、この世の中にそうしたら、やはり女性の権利として50%までいかななくても、私は当面25%、これはもう絶対4分の1は必要だと思っているんです。25%にすると、例えば議員だって25%女性がいれば、26人の議員の中で6.5が女性なんです。6.5ということは人数ですと7人、最低7人は女性がいなくては行けないと。だから、女性で7人はもう議員にしますよというのが、クォーター制というほかの国でやっているわけです。だから、そのぐらいしなくては追いついていけない。もうあと10年たっても、部長がいるかどうかかわからないけれども、だけれども、やはり10年たって、果たして部長が言うように逆転するかというと、私はすると思えないんです。だから、もう少し考えてみるべきじゃないかと思います。

○松田委員長 藤田部長。

○藤田企画部長 今の、ちょっと政治の世界は今、自民党あたりでもいろいろなことを考えていらっしゃるというところなんだと思うんですけども、それ以外の政策の、要は決定過程に対する女性の割合というところに関しては、やはり審議会等に関する女性の割合というところでも、要は県が示しているところでは35%くらいの数字目標をつくりなさいと、市としてはというところに対して、本市としては5%上にある40%を目標値に設定してなんていう実態もございまして、あと私が申し上げたのは、変な意味じゃなくて、職員ピラミッドというものを考えた場合に、本当に今、男性のほうが多い、我々年寄りのところは多いですけども、それが30代とかというところになれば、やはり女性も相当多くなってきていますので、そういうところからすれば、そこで女性

が多いのに女性のほうを管理職にしない手なんていうのは絶対ないので、要は女性の管理職の登用というのは当然高まってくるというようなところを、その実態から申したということなので、金子委員が言うように、ならないか、なるかというのは何とも言えないんですけども、私は自然の成り行きとして、そういう形で女性の管理職の登用というのは必然的にふえてくるかなというような、そんな背景から言わせてもらったというようなところなんです。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 それは十分にわかります。それで、それをぜひ期待したいところなんですけれども、ここで、今、部長の言った40%目標という、これは審議会等における女性の割合なんですけれども、これは簡単に達成できると思うんですけども、今、達成していないよね。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 現在、一応31%いるということで、目標値が30%ということで1%上回っているような形でございます。

委員おっしゃるように、できるだけ高い目標値を設定してという考えもございましたが、5年後には一応40%を目指したいということでございます。

あと、もう一度、先ほどのご質問の件で、申しわけございませんでした。一応、県内の状況でございます。栃木県の平均でございますが、6.1%ということになるわけです。本来、本市が8.2でするので、こちらの数字は上回っているということでございます。ただ、県内にもう少し高いところがありますので、市としましてもこれにもう少し上げられるような努力も必要かなとは思っています。

○松田委員長 金子委員。

○金子委員 今の31%というのを、これはもう簡単にできるので、33年と言わずに40%、ぜひこれほどどんどん進めていただきたいと思います。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 委員おっしゃるように、40%という目標値は設定してございますが、さらに上のほうを目指して努力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○金子委員 お願いします。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。
〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。
議案第41号 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。
よって、議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 続いて、議案第42号 那須塩原市結婚サポート総合戦略についてを議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

○室井市民協働推進課長 (議案第42号について説明)

○松田委員長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。
星委員。

○星委員 19ページの基本施策の2の将来のライフプランづくりの現状と課題のところなんです。こここのところで、3段目で、最後のところで、子育てに対して明るくポジティブな考え方を持てるようになることが必要ですとかと書いてあるんですけども、例えば、この中で、結婚して、要は子育てという部分では責任感とか守るべきものがあるとか、そういった意味合いもあるかなと思うんですけども、そういうことは考えなかった、考えが入っているのかどうかをお聞きしたいんですけども。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 この結婚施策を進めていく中では、当然に結婚のほうは出会いから結婚まで、その後、当然ながら妊娠、出産、子育て、そういったものに総合的につなげていくわけですが、計画につきましては、あくまでも出会いから結婚ということに着目してございますので、この部分については、具体的な記載、考えは今のところございません。

○松田委員長 よろしいでしょうか。
ほか、ございませんでしょうか。
相馬委員。

○相馬副委員長 すみません、26ページの第5章、

戦略の推進の施策の目標設定なんです、企業内結婚サポーター（5人）、地域結婚サポーター（15人）というふうになっておりますが、この企業内サポーターの5人と15人の目標値の根拠をお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 こちら、まず企業内結婚サポーターの5人についてでございますが、正直なところ、これから初めて取り組む内容でございます、ただ、この結婚施策を市のほうで進めていく中では、当然に行政だけではなくて、市内の企業とかもやっぱり連携をして取り込んでやっていかなければなかなか実を結ばないという中で、どうしても企業内、企業のほうにも、そういったサポーターさんというものも必要じゃないかという考えで、5年のうちには最低5人ぐらいという、そういったことができればいいんじゃないかなということ、5人というふうにしてございます。

人づくり推進の地域結婚サポーターにつきましては、現在、市のほうに独自の相談員、サポーターというのも当然必要になってくる。これから採用というのも考えていくんですが、当面は、県の未来サポートクラブのほうの地域結婚サポーターさんがいらっしゃいます。そういった方の活用を今考えてございまして、現在市内には8名いらっしゃいます。その8名を、できるだけ多くの方になっていただければいいんですが、当面5年後には最低でも15人の確保はしたいなということで、このような目標値になっております。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬副委員長 5人と15人というのは、希望的な人数ということでよろしいでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 そのようなふうを考えております。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第42号 那須塩原市結婚サポート総合戦略については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

○室井市民協働推進課長 （議案第7号について説明）

○松田委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 31ページです。6001事業で行政連絡員非常勤職員の報酬ということでございます。これは人数、何名でしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 217人を予定してございます。

○佐藤委員 了解しました。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 40ページです。男女協働参画推進費、1001事業の中ほどの新規でDV防止等普及啓発パンフレットを3,000部、中高生用ということは、これ配布先というのは学校でよろしいんですか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 配布先につきましては、今、委員のほうからございましたが、市内中学校3年生、ほか市内高校3年生を対象といたしまして、まず配布いたします。

失礼いたしました。市内中学校は全部で10校ございまして、こちらのほうに1,130部、市内高校3年生を対象に4校で830部、その他教職員ですとか市内の民生委員、市の各公民館ですとか図書館、そういったところを含めまして全部で3,000部の配布の予定でございます。

○松田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、これは中高生対象ということで、主にデートDVとか、そういうのが主な内容になっているんですか。内容について伺います。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 委員おっしゃるとおりでございまして、デートDVを想定してございます。

○佐藤委員 了解しました。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。相馬委員。

○相馬副委員長 まず、40ページを。40ページの結婚対策事業費のマッチング謝礼というのは、先ほどおっしゃっていた結婚サポーターで県の指定を受けている方が8名いらっしゃった。その方にもマッチングが、どういう状況の中でマッチングされた場合の謝礼をお支払いするというのでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 事業そのものが、今考えている中では、まず登録をしていただきます。登録していただいた男女それぞれにサポーターさんがつくわけですが、マッチング、男女がそれぞれ会ってみたいというようになったときに場所を設定して、見えていないんですけども、会うときにそれぞれサポーターさんがついていくような形になります。それに対する謝礼ということでございます。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 じゃ、場所を設定して、会った段階で謝礼が成立するということなんでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 そのとおりでございます。

○相馬副委員長 わかりました。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 次は、41ページの今の結婚対策事業費の一番下です。新規で結婚イベント協賛50万円ということで、先ほども5団体がやっているイベントに協賛をするというような内容等であったかと思うんですが、新規で、例えば新年度に入ってから、新たにこういうイベントやりますからという

ふうに言われて、もし申請があった場合に、この協賛する事業というのはどんどんふえていくものなんでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 今のところ、予算をふやしてというふうなちょっと考えはなかったんですが、今まで過去何年か見ておまして、民間団体のほうで実施するんです。大体3つから4つくらいということで、そこを上乗せして大体年間5つくらいの予算ということで考えておりますが、そのかわり要望等、そういう声が上がれば、その辺の補正対応とかという部分も考える必要があるのかなとは思っています。

○松田委員長 副委員長。

○相馬副委員長 そうしますと、このイベントの規模とかにある程度、制約的なものはあるんでしょうか。

○松田委員長 室井課長。

○室井市民協働推進課長 正直言いまして、まだこの細かな部分、詳細につきましては今後詰めていくという形で、申しわけございません、今の時点で規約的な部分というものはちょっとできておりませんので、お答えできなくて申しわけございません。

○相馬副委員長 了解しました。

○松田委員長 ほか、ないですか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民協働推進課の所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございませんでしょうか。

小泉課長。

○小泉企画政策課長 先ほど企画政策課の審議の中で、議案第39号 那須塩原市行財政改革推進計画、こちらの中で、相馬副委員長さんから質疑があった件について1件答弁漏れがありましたので、ちょっと説明のほうさせていただきたいと思います。答弁漏れの内容につきましては、法定外税に関する収入の関係でした。法定外税での関係のご質問のときに、市税及び税外債権の徴収強化の部分で、市税の滞納分であったり税外収入の部分については説明のほうはさせていただいたんですが、法定外税に関してちょっと説明のほうは漏れていました。

法定外税に関しましては、同じやはり個別シートという中で、新たな歳入確保というような項目の中で、新たな歳入確保手法の検討というものを進めていくという中で、法定外税の検討も進めていかななくてはいけないのかなというところなんです。

これ一般質問の中でも、例えば熱海市の別荘等所有税であるとか、富士河口湖町の遊漁税というものもありました。全国的なところだと、市町村別では、法定外普通税が6件と法定外目的税が7件というような実態もありますけれども、実際に那須塩原市のほうでこういうものができるのかどうかも含めた中で、今後研究・検討させていただきたいと思っています。

この分の答弁が漏れていました。大変申しわけありませんでした。

○松田委員長 よろしいですか。

では、最後に。

○金子委員 (男女共同参画審議会委員の一般公募の人数について)

○松田委員長 よろしいですか。

じゃ、以上で市民協働推進課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部退室のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時08分

○松田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎選管・監査・固定資産評価・公

平委員会事務局の審査

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の皆さん、ご苦労さまでございます。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

稲見事務局長。

○稲見選管事務局長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査に入ります。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

稲見局長。

○稲見選管事務局長 (議案第7号について説明)

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、18ページの選挙費委託金なんですが、先ほど在外選挙人名簿登録事務委託金なんですけれども、これは。その該当となる在外選挙人の方の中には、自動的に海外転出という部分の住所というか、そういう変更があるので、選管としては自動的に選挙権というものを発行する

ものなんでしょうか。

○松田委員長 稲見局長。

○稲見選管事務局長 そもそも、在外選挙人名簿の登録は、各外国にある大使館、そこを通じて登録制度があるんですね。ですから、そういうところを通じて選挙の申請が来るんですね。ですから、極端なことを言いますと、国政選挙のように告示期間が長いといいんですけども、まちうちの選挙のように、町ですと5日しかないし、市は7日しかないので、なかなか厳しいところもあるんですよね、郵送のやりとりとかがあるので、なかなか厳しいところがあるのかな。国政で何とか間に合えばという感じなんですけど、一応、法律的にはそういう外国のほうに登録ができる制度となっております、ぎりぎり、詳細について、今までの経過では何とか間に合う、1週間。実績のほうは担当のほうで……

○阪本選管事務局選挙係長 今、委員さんおっしゃられました件なんですけど、あくまでもこれは申請制ということになっておりまして、まずは住民票を必ず国外へ転出したという手続が必要になってまいります。その手続をした上で、先ほど局長からお話がありましたように、領事館、大使館を通じて在外選挙人名簿に登録したいんだという申請をいたしますと、その手続が入ってきまして、最終的に登録をいたしますと、国政選挙のみの選挙権を与えられるというような制度になっております。したがって、今回の市議選には残念ながら在外、国外に住んでいる方につきましては選挙権がないというようなことになってまいります。

以上です。

○齋藤委員 了解しました。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 52ページですね。

一番大きな金額と言われましたことし選挙が行われます負担金の選挙公営、三千六百五十何がしの金額の積算根拠につきまして、これはある程度の人数を想定してはじき出しているんですか。

○松田委員長 稲見局長。

○稲見選管事務局長 予算上は36人で計算してございます。

○佐藤委員 了解しました。

〔「10人多いじゃないか」と言う人あり〕

○稲見選管事務局長 それが多いか少ないかはちょっと。24日になってみないとある程度。

〔「できるだけ36人出るようにしたほうがいいですね」と言う人あり〕

○稲見選管事務局長 定数は26ですから。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○松田委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

人見委員。

○人見委員 今、局長のほうから投票率向上のために、中学生にポスター、これを依頼するというところで、それは確かにいいことだと思うんですが、それ以外には何か、投票率向上のためにないんですか。

実際に、今まで投票率アップのために局長を中心に努力をしていることは十分わかっているんですが、どうも思うような投票率のアップになっていないということを感じるわけなんだけれども、今回、4月に選挙があるわけでありまして、余りにも投票率が低くては困っちゃうんじゃないのかなという感じがしますので、何かいい方法はないのか。

看板等のああいいう設置したやつが各集落ごと、若干ずつでも減っているわけだよな。それでもって投票率のアップにはならないとは思うんだけど、そこら辺を総合的に考えた中で投票率アッ

プに対する何かいいアイデアというのがあれば。

○松田委員長 稲見局長。

○稲見選管事務局長 ただいまのご質問に対して即答、これだという名案がちょっとないのは事実でありまして、新聞折り込み等は今までどおりやっております。投票所の場所を入れたもの、それからこれは今もやっていますが、広報とかホームページにアップはしております。あと、各駅とか官公庁関係のところ看板等は一応張るようにはしております。

先ほど言いましたように、投票率アップということで、名案ということはなかなか、今までも私、1年たつんですが、あれもこれもと思って今やっているところですが、1つは期日前投票所の増設ということも実は考えていたところですが、なかなか制約があるんですね。皆さんの立候補者の説明会のときにも説明はしますけれども、プレハブを設置するときには基礎をつくらなければならないんですよ。そういう制約があって、建築基準法の関係とかそういうこともありまして、なかなか場所を設定するにも下に土台をつくってその後プレハブを建てて、また壊してとかってなるようになってっちゃうものですから、なかなか商業施設とか、駅の構内とか、そういうスペースがうまく借りられれば、ある程度今の時代ですから、お金を投入すればできないことはないんですが、ある程度そういうことを大々的にやらないと、投票率の本当にアップというのはなかなか難しいのかなと思っております。

あとは、今度は18歳に投票年齢が下がってきていまして、各学校にも、うちのほうでも出前講座というのを挙げてはいるんですけども、高校の反応がいまいち余りよろしくなくて、1つの高校では習字を書いてもらって、もう一つの高校も出前講座をやると言ったんですが、2回空振りにな

っちゃったんですよ。やるよと、もちろん行くよと言ったんですけども、延び延びになっちゃって。県の教育委員会のほうの関係もあって、なかなか政治的なことを勉強では言うのではないようなおふれが出ているんだそうです。ということで、先生方もちゅうちょしている感じなんですね、実際には。

それもあって、18歳になったからというほうの投票率ということでもなかなか。去年は那須拓陽高校の古い校門の前でビラ配りはしたんです、実際に。選管の委員さんに頼んでもらって。外でやってくれということで。なかなか厳しいんですよ。子どもがいっぱいいくところじゃなくて違うほうでやってくれということで、一応やってはいるんですけども、なかなか難しいですね。

今後、どういうものが投票率が上がるかとなると、目に見えてというのはやはり期日前投票所をふやすとか、そういうことになるんですが、今、新庁舎建設も控えていますし、あと黒磯駅前の図書館等もありますから、そういうこともありますので、どういう方法がいいのかちょっと、今後検討はしていきたいと思っております。

回答になっていなくて大変申しわけないんですが、以上です。

○松田委員長 人見委員。

○人見委員 十分局長の答弁はわかりました。

今回は立候補する人は投票率アップのために、精いっぱい街頭で頑張ってもらわないと。今回は自分が出ないから、勝手なことを言っているんだけれども。というわけでこの話は終わります。

○松田委員長 ほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ご異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の所管の審査事項は以上となります。

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 (投票率向上のため、投票所までの交通手段確保の検討について)

○松田委員長 ほかにはないですか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございますか。
局長。

○稲見選管事務局長 (3月補正予算の追加について)

○松田委員長 それでは、以上で選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査を終了いたし

ます。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時34分

○松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎会計課の審査

○松田委員長 会計課の皆さん、ご苦労さまでございます。

初めに、会計管理者からご挨拶をお願いいたします。

○松江会計管理者兼会計課長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

ただいまから会計課の審査に入ります。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

松江管理者、お願いいたします。

○松江会計管理者兼会計課長 (議案第7号につい

て説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員が質疑、ご意見等をお受けいたします。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 執行部から何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○松田委員長 以上で会計課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時42分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎議会議務局の審査

○松田委員長 事務局の皆様、ご苦労さまでございます。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

事務局長。

○渡邊議会議務局長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

ただいまから議会議務局の審査に入ります。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

増田議事課長。

○増田議事課長 (議案第7号について説明)

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、28ページの議会活動費の中で、先ほど事務の補助員が1日5時間で12カ月分、106万2,000円計上をするということですが、主な仕事内容というのはどのように考えているのでしょうか。

○松田委員長 増田議事課長。

○増田議事課長 齋藤委員の質問にお答えいたします。

昨年度、議員研修会を行っている中で、中村事務局長からご指摘もいただきました事務局改革を昨年から進めております。そういった中で、昨年度が、平成27年度が職員の時間外が1,800時間。今年度に至っては2,000時間を超えるようなことになっております。議会事務局時間外がつく職員は係長以下ですので5名ということで、1人年間400時間を超えるような形になっております。

主な事務としましては、想定しておりました事務は、職員のルーチンワークを想定しています。内容としましては、例えば議案書の調製、配付とか、全協資料の印刷調製、あとは傍聴資料の印刷調製、傍聴PRポスターの作成、議会だよりの校正なんか職員がやっていますが、さらに臨時さんにも目を通していただけないとか、あと議会報告会の資料の印刷調製、本会議録の調製、委員会録の調製、議決証明書の発行、会議資料の印刷製本、あとホームページの作成とか、そういったもろもろのもの、トータルでこういったルーチンワークが2,022時間ほどに及ぶことがわかりました。こちらの事務のうち、5時間といいますと5時間掛ける244日ということで1,220時間、単純計算にして6割程度臨時職員を雇用することによって職員の事務を軽減でき、事務の効率化及び経費

の節減、あとは職員の健康管理をさらに向上するために予算要求させていただいたものです。

以上です。

○松田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、お話によると6割ぐらい任務のあれが軽減できるということで、大変我々議員も事務局にはいろいろ側面でお世話になっているところで、こういう職員を配置することによって、さらなる議会事務局の活性あるいは向上につながるということで、非常にいいことだと思います。

以上です。答弁は要らないです。

○松田委員長 ほか、ございませんか。

金子委員。

○金子委員 今の5時間というのは何時から何時ということなんでしょうか。

○松田委員長 増田議事課長。

○増田議事課長 9時から3時を想定しておりますが、今、実は募集をかけておまして、来週の月曜日まで、13日まで募集をし、その後面接に当たりたいと考えておりますが、ある程度採用した方の時間なんか融通をきかせまして、9時から3時を基本と考えておりますが、例えば8時半から2時半とか、あとは9時半から3時半とか、ある程度相手の意向も兼ね備えて弾力的に対応したいというふうを考えております。

以上です。

○松田委員長 金子委員、いいですか。

○金子委員 はい。

○松田委員長 星委員。

○星委員 その補助員さんなんですけれども、期間が何年間とかというのは、1年で更新とか、そういうふうになっているんですか。

○松田委員長 増田議事課長。

○増田議事課長 臨時職員は常勤の職員でありませんので、基本6カ月ごとに更新ということになり

ます。最長1年というふうに言われていますので、とりあえずは1年間試行的に導入することによって、それこそ費用対効果じゃございませんが、時間外が思うほど減らないのであればまた再考しなければならぬというふうにも考えております。

以上です。

○松田委員長 ほか、ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 28ページが一番最後、機械器具費の新規車両なんですけど、ハイエースということですが、何人乗りなんですか。

○松田委員長 増田議事課長。

○増田議事課長 10人乗りです。

○相馬委員 了解しました。

○松田委員長 ほか、ないですか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会事務局所管の審査事項は以上となります。



◎その他

○松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 では僕から。

〔委員長、副委員長と交代〕

○相馬副委員長 松田委員長。

○松田委員長 (議会事務局職員の人員配置について)

〔委員長、副委員長と交代〕

○松田委員長 星委員。

○星委員 (予算執行計画書の文字の確認について)

○松田委員長 ほか、ございませんか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 事務局からは何かございませんか。局長。

○渡邊議会事務局長 ございません。

ありがとうございました。

○松田委員長 ないようですので、以上で議会事務局の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時04分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎その他

○松田委員長 それでは、次第4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員（議案の討論について）

○松田委員長 よろしいですか。

委員会は最後の委員会ですので、菊一さんも最後の委員会、ありがとうございました。

〔「お疲れさまでした」と言う人あり〕

○松田委員長 事務局から事務連絡だけ。

○室井議会事務局書記（事務局事務連絡。）

○松田委員長 それでは、以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査及び報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時10分